



～男女がともに輝くように～

第6次さむかわ男女共同参画プラン

令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)

(素案)

令和7年(2025年)3月

寒 川 町

はじめに

私たちの社会において、男女共同参画は重要な課題であり、持続可能な社会の実現に向けた基盤となります。国においても、男女共同参画社会基本法や第5次男女共同参画基本計画に基づき、様々な施策が推進されています。これらの施策は、男女が平等に機会を享受し、互いに尊重し合う社会の実現を目指しています。

近年、男女共同参画の進展は見られるものの、依然として多くの課題が残されています。例えば、職場における男女の賃金格差や、女性の管理職比率の低さ、家庭内での役割分担に関する固定観念などが挙げられます。これらの問題は、個人の能力や意欲に基づく選択を妨げる要因となり、社会全体の発展を阻害することにもつながります。

また、教育現場においても、男女共同参画の重要性を理解し、実践するための取り組みが求められています。国では、学校教育を通じて男女の平等や相互理解を促進するための指導が行われており、地域社会との連携を強化することが重要です。特に、小・中学生を対象としたプログラムでは、性別に関する偏見や固定的な役割分担意識を解消するための教育が実施されています。

このような国の動向や、これまでの町の取り組みの成果や課題などを踏まえ、このたび、令和7年度から4年間にわたる町の取り組みの方向性や具体的な施策を示した「第6次さむかわ男女共同参画プラン」を策定しました。本プランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」に基づく推進計画としても位置付けております。

町では今後、このプランに基づき、町民の皆様とともに、家庭や地域、学校や職場など様々な場面で、具体的に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、プラン策定にあたり貴重なご意見ご提案をいただきました、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係の方々に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

寒川町長 木村俊雄

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画期間	2

第2章 計画の考え方

1 基本理念	3
2 基本目標	5
＜体系図＞	

第3章 施策の展開

I あらゆる分野での女性の活躍推進	7
1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進	8
2 働きたい、働き続けたい女性の支援	10
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	11
1 あらゆる暴力防止の対策	11
2 人権尊重のための対策	13
3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実	15
III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組	16
1 誰もが働きやすい就業環境づくり	17
2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援	19
IV ジェンダー平等の意識啓発の推進	22
1 人権の尊重と多様性についての理解の促進	22
V 安心して暮らせる社会の実現	25
1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援	25

第4章 具体的な取組（実施計画）

具体的取り組み（実施計画）	26
I あらゆる分野での女性の活躍推進	28
II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	32
III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組	36
IV ジェンダー平等の意識啓発の推進	43
V 安心して暮らせる社会の実現	45

第5章 計画の推進

1 町民参画による推進	48
2 庁内の推進体制	48
3 関係各機関との連携	48
4 計画の進行管理	48

付属資料

- 「男女共同参画社会」に関するアンケート集計結果
- さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱
- さむかわ男女共同参画プラン推進協議会委員名簿
- さむかわ男女共同参画プラン連絡会設置要綱
- 第5次さむかわ男女共同参画プラン策定に関する検討経過
- 男女共同参画に関する動向
- 男女共同参画社会基本法
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※付属資料のページ数は今後入力します

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

寒川町では、平成 12 年 3 月に最初の「さむかわ男女共同参画プラン」を策定いたしました。その後、国・県による社会情勢の変化に応じた法律や条例の整備に合わせ、平成 18 年 3 月に「第二次さむかわ男女共同参画プラン」、平成 23 年 3 月に「第 3 次さむかわ男女共同参画プラン」、平成 28 年 3 月に「第 4 次さむかわ男女共同参画プラン」、令和 3 年 3 月に「第 5 次さむかわ男女共同参画プラン」と、その時期ごとの課題などを反映させながらプランを改定し、あらゆる分野での女性の活躍推進、男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶、仕事と生活の調和推進のための環境づくり、男女共同参画社会への理解の促進などの事業を実施し、男女共同参画社会の形成に取り組んで来ました。

そのような取組を行う中で、特に新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化、休校や在宅勤務に伴う家庭生活の負担増加など、特に女性に深刻な影響を及ぼしました。こうした女性への影響は、平常時における固定的な性別役割分担意識が根強いことを浮き彫りにしました。

令和 5 年 11 月に町が実施した「男女共同参画社会に関するアンケート（町アンケート）」の結果においても、「社会全体で」男女が平等になっているかという問いに対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「思う」という人の割合が男性全体の 17%、女性全体の 8%、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた「思わない」という人の割合が男性全体の 43%、女性全体の 58%を占め、平等であると「思わない」という人の割合が「思う」という人の割合を大きく上回っています。これらの結果は社会や家庭における意識の醸成が、いまだ不十分であることを示すものです。

一方、国際的には、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中核となる持続可能な開発目標（SDGs）の目標 5 に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられるなど、男女共同参画の推進、ジェンダー平等への機運が高まってきており、性別に関係なく、多様性を尊重する社会の実現が求められています。

このような状況の中で男女がともに自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくるという取り組みが引き続き必要です。そのため、法改正など国の動向に十分留意しつつ、町アンケートの結果なども踏まえながら、寒川町の現状に対応した計画として、「第 6 次さむかわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

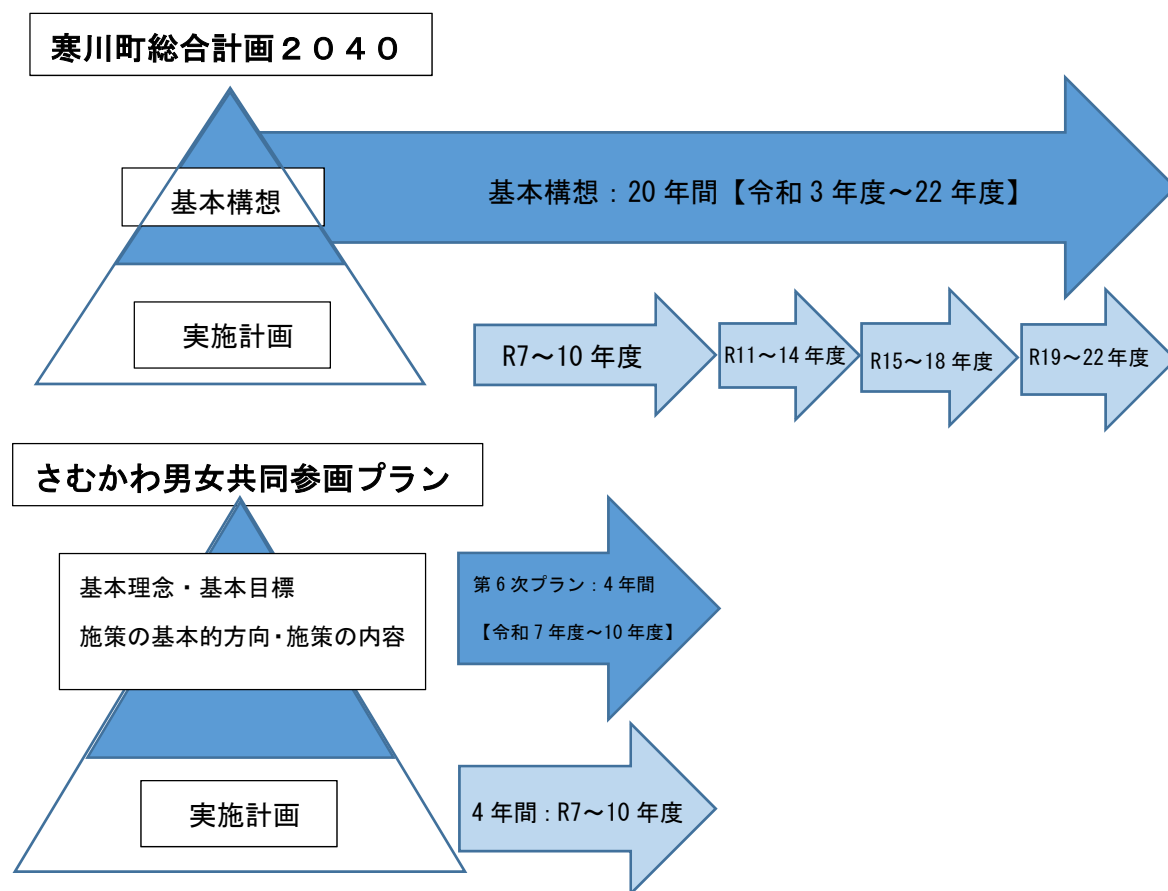
2 計画の性格

この計画は、「寒川町総合計画 2040」に基づく分野別の基本計画の一つであり、男女共同参画社会の形成を目指す上での、指針となる基本目標と、町民、事業所、そして関係各機関や町が、それぞれの立場に応じた役割を十分に果たしながら、それぞれの場面で取り組むことが求められる実行計画で構成されています。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく基本計画、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく基本計画、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づく基本計画の性格も併せ持ちます。

3 計画期間

この計画の実施期間は、令和7年度から令和10年度までの4か年とします。なお、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。



第 2 章

計画の考え方

1 基本理念

『男女共同参画社会の形成』

平成 11 年 6 月に施行された男女共同参画社会基本法には、「男女共同参画社会の形成」について次のように定義されています。

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。（男女共同参画社会基本法第2条抜粋）

寒川町では、「男女がともに、自らの能力を発揮し、個性を伸ばし、自由に生き方を選択できる社会をつくること」が、『男女共同参画社会の形成』という基本理念の実現につながるものと考えます。

そのためには、個人個人の意識の向上はもちろんのこと、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない価値観や社会の仕組みをつくる必要があります。

この計画では、基本理念の実現に向け、職場、家庭、地域などあらゆる分野で男女がお互いに人権を尊重し、いきいきと個性や能力を発揮できるように、基本的な考え方を 3 つに整理し、寒川町における男女共同参画社会の形成に取り組みます。

<基本的な考え方>

（1）人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり

人権の尊重と男女平等は、基本的人権として日本国憲法に明記されています。

しかし、現実の社会の中では、性差を理由に能力を発揮する機会を十分に与えられなかったり、実績を正に評価されなかったりといった不平等が存在しています。

こうした不平等のもととなっているのは、性別による固定的な役割分担意識など、偏った男女観であり、女性に対して不利益だけでなく、男性の生き方の自由な選択を阻むことにもつながっています。

また、近年では性的マイノリティ（L G B T等）に対する社会的な認知が進みつつあるものの、当事者の方々は周囲の無理解や偏見から様々な問題を抱えがちで、すべての人の人権が尊重された社会の形成における課題の一つとなっています。

これらの差別や偏見をなくし、それぞれひとりの人間として尊重され、平等に扱われる必要があります。

(2) 男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり

男女平等の意識は広まっているものの、現実的には家庭・地域・職場などで、「男だから、女だから」という固定的な役割分担意識がまだ残っています。

男女ともに自立し、性別にかかわらず個人を尊重するという根本的な意識改善が必要です。

(3) いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり

地域社会は、そこに住む人々やそこで活動する人々が互いに支え合うことが大切ですが、ライフスタイルの多様化により、人々の地域社会への関心が薄れてきています。

男女がともに、健康で、いきいきと安心して暮らしていくためには、地域社会において、そこでかかわり合う人々の連帯意識を醸成することが必要です。

2 基本目標

基本理念に基づいて、男女共同参画社会を形成するため、次の 4 つの基本目標を掲げ、具体的な事業を展開します。

I あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定の過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。

国内の全雇用者中、47.3%が女性*ですが、そのうちの 53.2%が非正規雇用となっています。また、寒川町の審議会における女性委員の比率は令和 5 年 4 月 1 日現在 21.2%であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いものの、リーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。

※雇用者数及び雇用者総数に占める女性の割合 令和 5 年 47.3%（総務省「労働力調査」）

II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることがなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は、決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、あらゆる暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

仕事や子育て・介護・社会活動等を両立するためにも、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供、また、保育環境の充実や男性の家事、育児、介護への参加促進を図り、ワーク・ライフ・バランスのための環境づくりをしていきます。

※ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発・趣味など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方を選択・実現できるようになること。

Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

ジェンダー平等社会を実現するうえで最も大きな障害は、人々の中に、長い時間をかけて形づくられてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現（新規）

女性、高齢者、ひとり親家庭、外国人等の中で様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいつくり、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。

また、DV・性暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、DV・性暴力の根絶に向けて協力に取り組む必要があります。

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、子育て支援、就労支援、DV・性暴力など幅広い分野での取組が必要となります。このような状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

第6次_計画の体系図

(基本理念)

(基本的な考え方)

(基本目標)

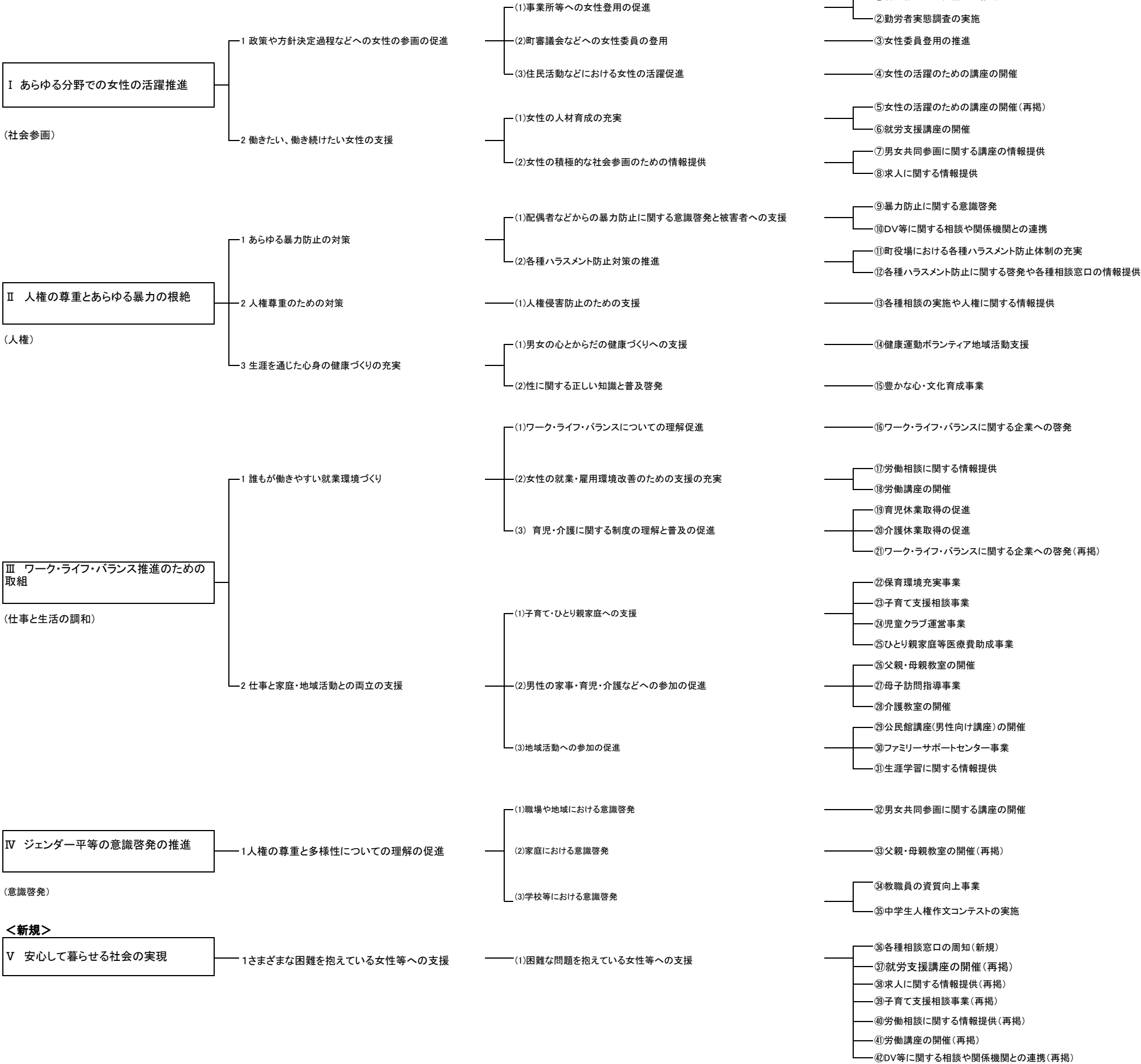
(施策の基本的方向)

(施策の内容)

(事業名及び内容)

男女共同参画社会の形成

- (1)人権が尊重され、男女が平等な地域社会づくり
- (2)男女が自立し、あらゆる分野に参画できる地域社会づくり
- (3)いきいきと安心して暮らせる地域社会づくり



第 3 章

施策の展開

基本目標

Ⅰ あらゆる分野での女性の活躍推進

職場や地域などあらゆる分野において、男女が社会の対等な構成員として参画できることは、男女共同参画社会の形成にとって不可欠です。特に、女性が政策や方針決定の過程、団体の意思形成の過程に関わることは、男女間の実質的な参画機会の平等を図るという観点や、社会の多様性と活力を高めるという観点から極めて重要です。

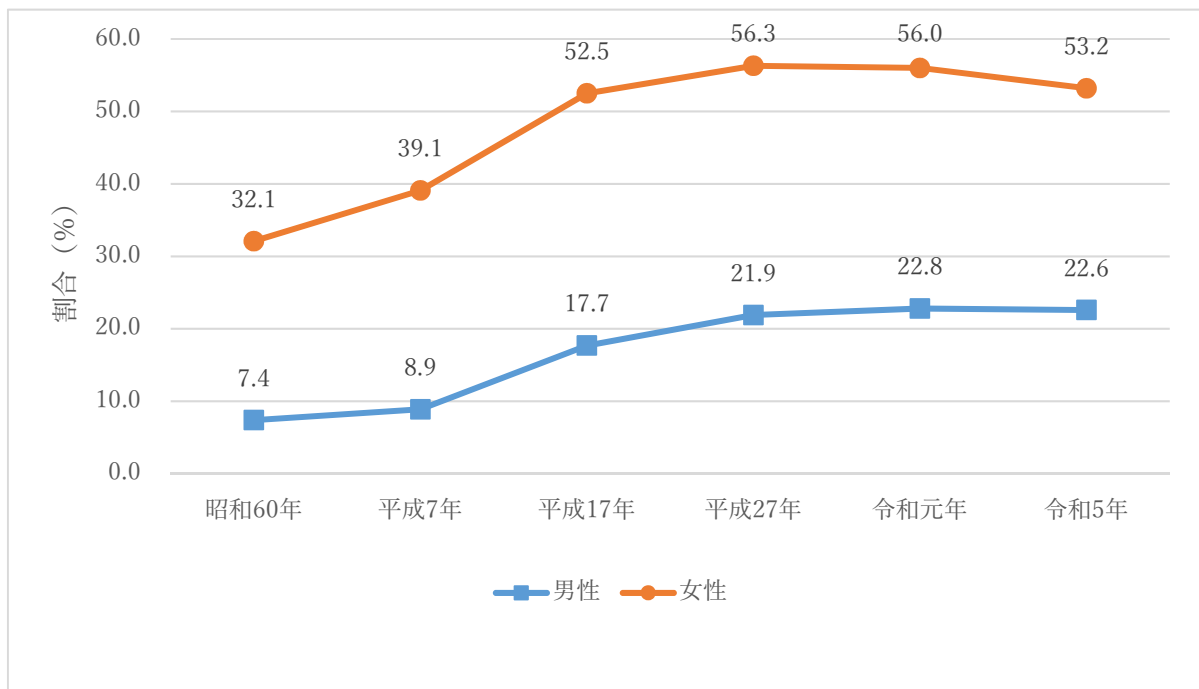
国内の全雇用者中、**47.3%**が女性ですが、そのうちの **53.2%**が非正規雇用となっています【グラフ①参照】。

また、寒川町の審議会における女性委員の比率は令和5年4月1日現在 **21.2%**であり、女性の参画についてまだ十分とは言えません。

自治会などの住民活動という視点で見ても、女性の参加そのものは多いものの、リーダー的立場での参画となると、まだ少ないのが現実です。

そこで、事業所や町民に対し意識啓発や学習の機会を提供することにより、女性も活躍しやすい環境づくりを目指します。

グラフ①非正規雇用率の推移（男女別）



総務省「労働力調査」より作成

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

町も含めて、事業所等における女性従業員の割合や、管理職に占める女性の割合は、依然として低い水準にあります【グラフ②参照】。

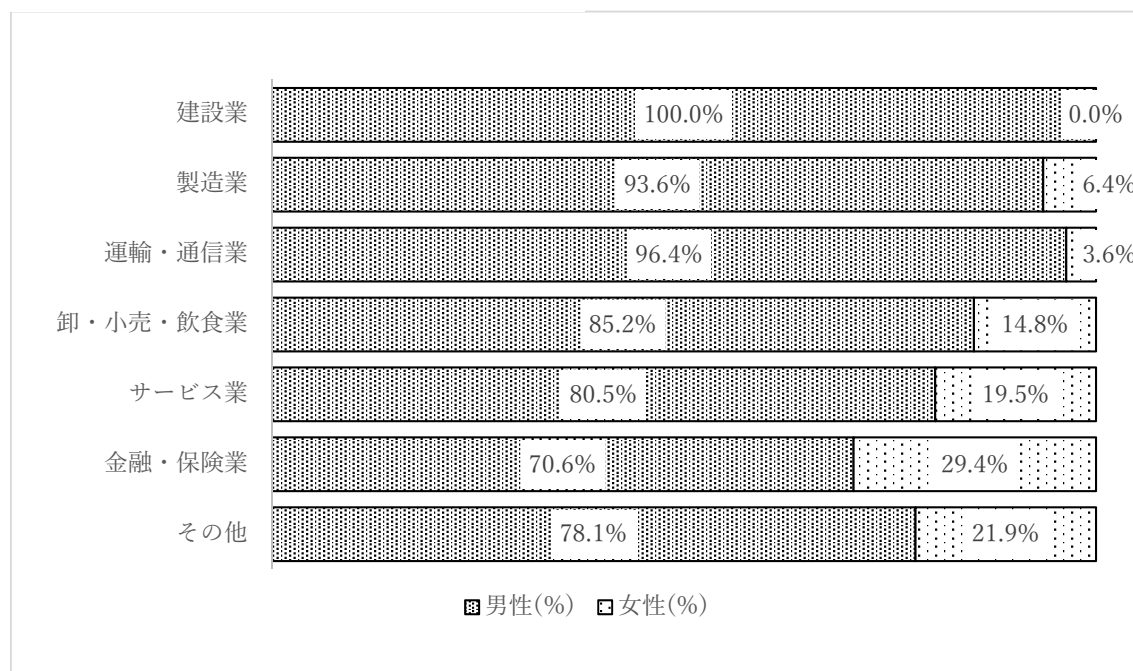
また、町の審議会等への女性の参画についても、委員構成における男女比に配慮するよう努めているものの、まだ十分な状況とは言えません【グラフ③参照】。

自治会をはじめとする様々な住民活動の状況を見ても、女性リーダーの存在については、まだ少ないというのが現実です。

女性が積極的に職場や地域活動へ参画することは、社会の構成員である男女双方の視点や意見を適切に反映する意味でも重要です。

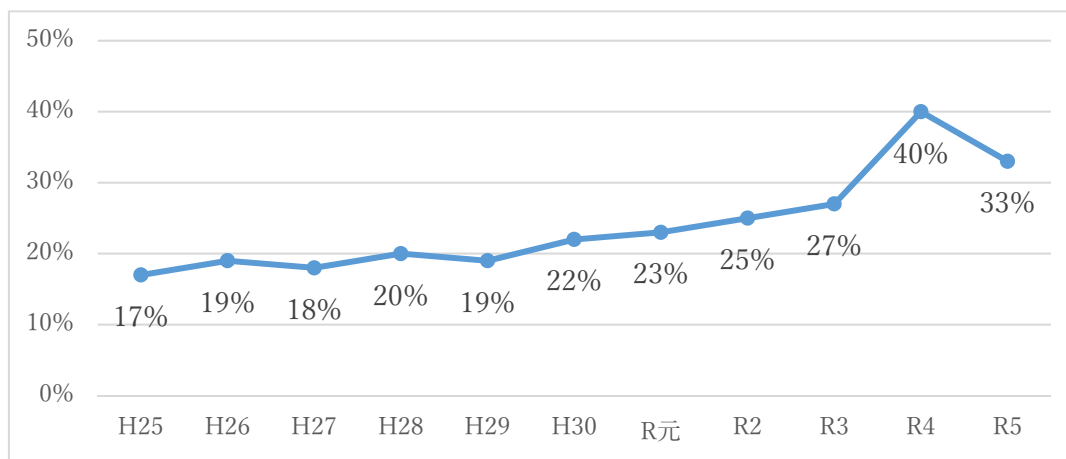
そのため、男女共同参画に対する町民の理解を促進し、町の様々な政策や民間団体の方針決定過程における女性の参画機会の拡充を図ります。

グラフ②寒川町事業所の管理職男女比



令和5年度寒川町勤労者実態調査報告書

グラフ③寒川町審議会における女性委員比率



「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(内閣府)より作成

施策の内容

(1) 事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

(2) 町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション(積極的改善措置)*を推進します。

※ ポジティブ・アクション(積極的改善措置): 男女が社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法第2条第2号において規定されている。

(3) 住民活動などにおける女性の活躍促進

住民活動への女性の参画をより一層促進し、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

施策の基本的方向

2 働きたい、働き続けたい女性の支援

職場や地域において女性が積極的にリーダーとして活躍するためには、所属する組織が積極的な女性登用を推進する一方で、女性自身の意識啓発や能力開発が必要です。

そこで、就業や住民活動について積極的に取り組む女性のために、講座等による意識啓発や能力開発、様々な情報提供による就職・再就職の支援を行います。

施策の内容

(1) 女性の人材育成の充実

社会の意思をより適切に政策や方針へ反映させるためには、その決定過程への女性の参画が必要です。そのために、これまで参画が少なかった分野や管理職への登用に関しての意識啓発に取り組みます。

また、女性がその個性と能力を発揮してライフステージに応じた活躍ができるように、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

(2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

基本目標

Ⅱ 人権の尊重あらゆる暴力の根絶

男女共同参画社会の形成には、性別などを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されることが求められます。個人が自由な意思のもと、各分野で能力が発揮できる環境づくりを目指します。

そして、人権侵害となるあらゆる暴力は、決して許されるものではありません。誰もが健やかで、生き生きと暮らすことができる社会を形成するために、異性からの暴力を未然に防ぎ、暴力の根絶を目指します。

また、男女がお互いを理解し、健康に過ごせる社会を形成するために男女の人権尊重の意識啓発と相談事業、情報提供の充実を図ります。

施策の基本的方向

1 あらゆる暴力防止の対策

暴力は、いかなる理由であろうと重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという認識を徹底するため、意識啓発をさらに推進する必要があります。

配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」と言う。）や性的な嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント、以下「セクハラ」と言う。）は、残念ながら身近なところで実際におきています【グラフ④参照】。

また、「パワー・ハラスメント」、「モラル・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」等、職場における各種ハラスメントの防止の向けて、意識啓発、相談窓口の周知や情報提供することで、働きやすい環境整備の促進を図ります。

施策の内容

（１）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

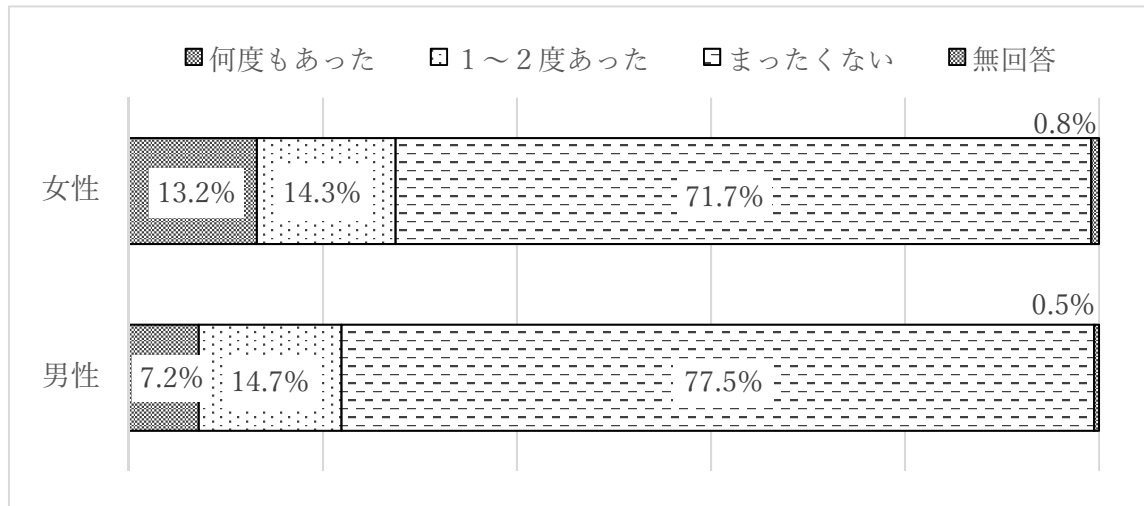
配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力を防止するため、DVに関する様々な情報を発信し、町民がDVの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携をとることで被害者の保護を行い、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

(2) 各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図ります。また、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し、人権相談や関係機関での相談窓口の情報を提供します。

グラフ④配偶者からの暴力



男女間における暴力に関する調査 令和5年版データ（内閣府）

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

人権侵害は様々な場面で起きています。例としては、権力や地位を利用した嫌がらせであるパワーハラスメント（以下「パワハラ」と言う）やセクシュアルハラスメントなどの各種ハラスメント、子どもや高齢者などの社会的弱者への虐待、人種差別が存在します。そのため、こうした様々な人権問題への対応と防止対策が求められています【グラフ⑤参照】。

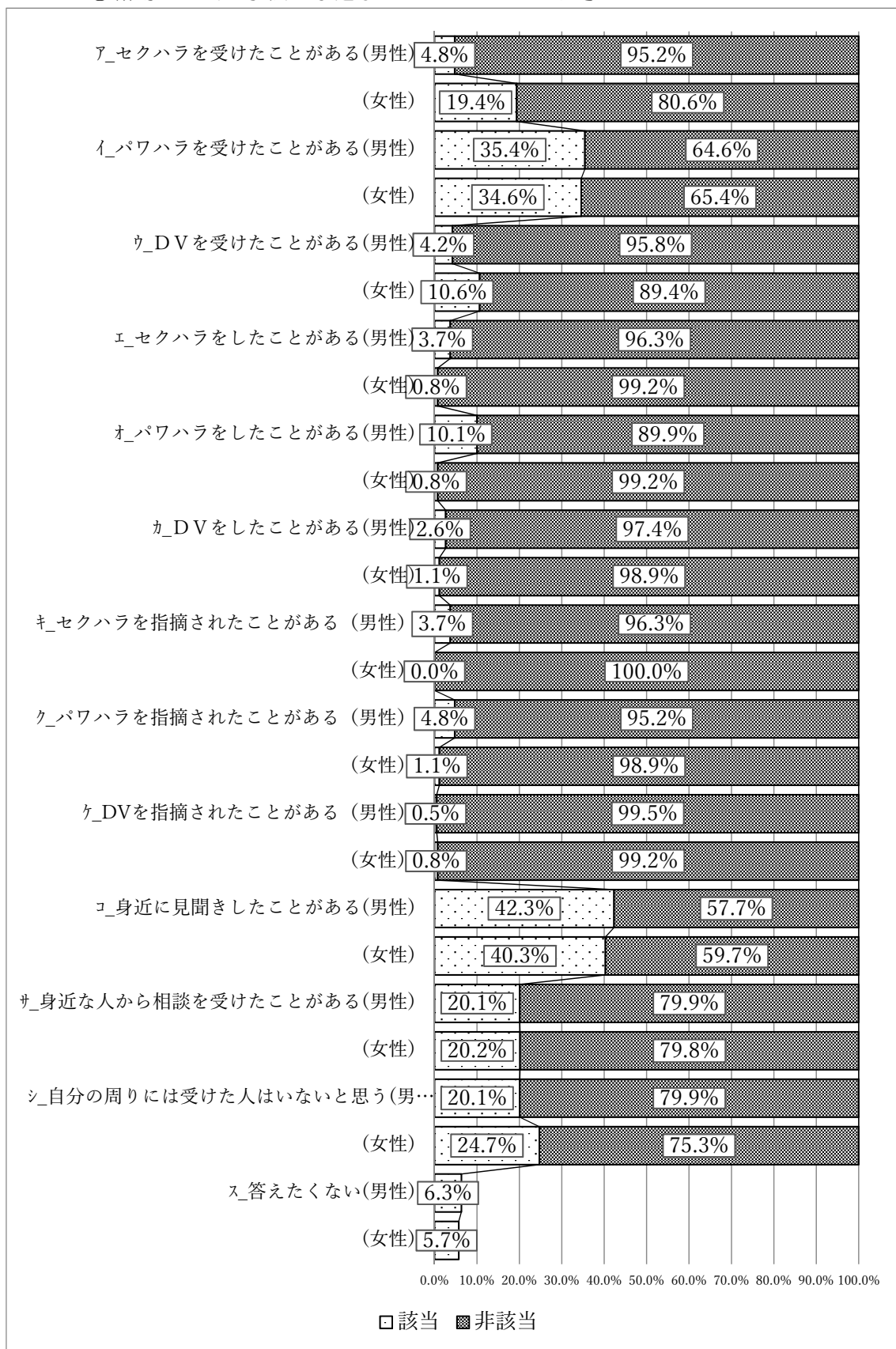
また、性的マイノリティ（LGBTQ等）と言われる同性愛者や性同一性障がい者などへの差別も存在します。そういった方々が苦しむことなく社会生活を送れるよう、町では、関係部署と連携して相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、問題の萌芽を早めに摘み取るため、周囲にいる人が早めに悩みに気づき、思いに寄り添い、話を聞き、見守っていくことができるよう、行政として広く啓発を行っていくことが必要です。

施策の内容

（１）人権侵害防止のための支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止について情報を提供し、町民の意識啓発を行います。

グラフ⑤職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

男女を問わず様々な分野において、心身とも健康で自立した生活を送ることは、個人が能力を発揮し活躍するための大前提です。

そして、一人ひとりが能力を十分に発揮するためには、男女がお互いのからだの違いについて十分理解し、尊重し合えることが大切です。

施策の内容

(1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

(2) 性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じて心身の健康の保持増進をするために、発達段階に応じた適切な性教育や、性に関する情報提供の充実を図ります。

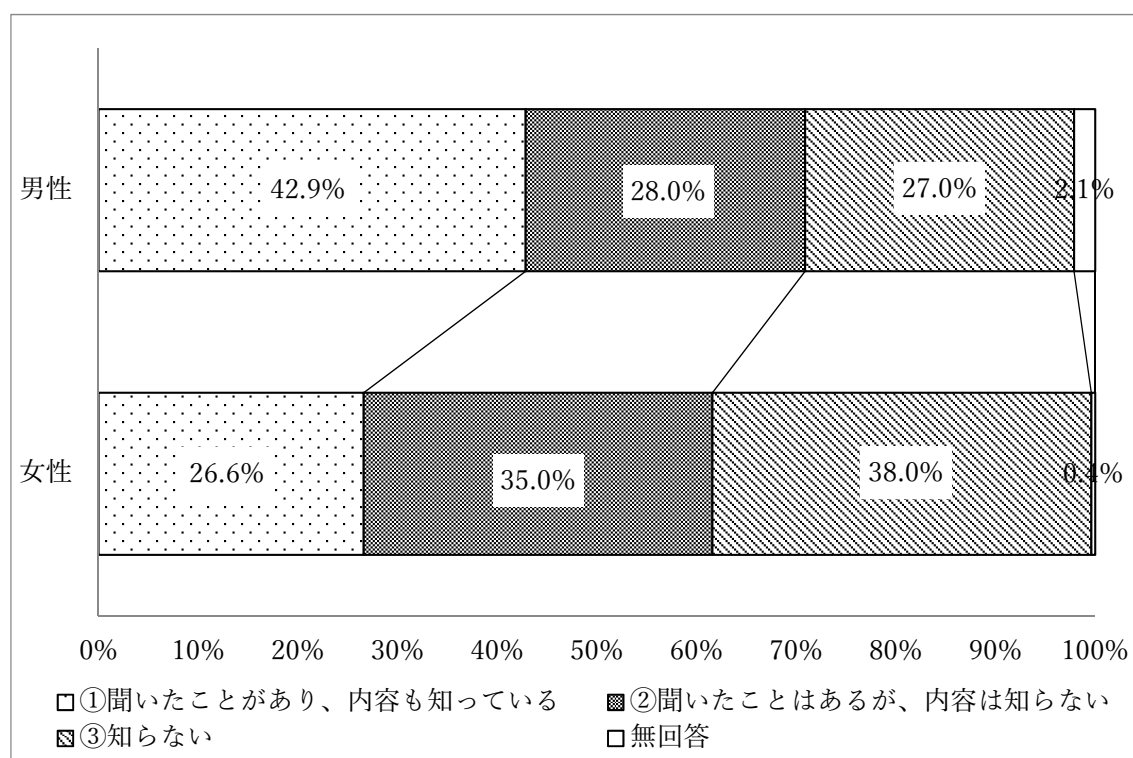
基本目標

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

男女がお互いの価値観やライフスタイルに応じた多様な働き方ができるような労働環境や、家庭と地域活動の両立が可能な環境の整備を図る必要があります。

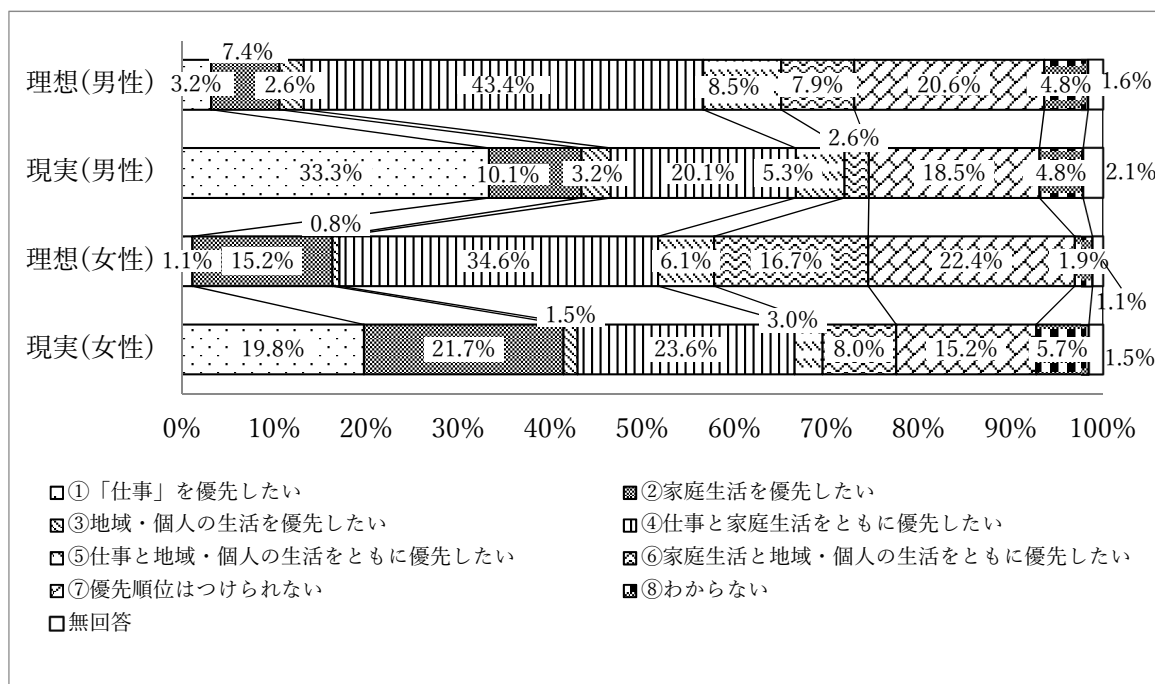
誰もが仕事や家庭生活、地域生活、個人の自己啓発や趣味などを自分に合ったバランスでできるよう、男女平等雇用の意識啓発や労働相談に関する情報の提供を行います。また、保育環境の充実や家事、育児、介護への男性の参加の促進を図ります。

グラフ⑥「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について知っていますか



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

グラフ⑦「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方 の理想と現実について



寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の基本的方向

1 誰もが働きやすい就業環境づくり

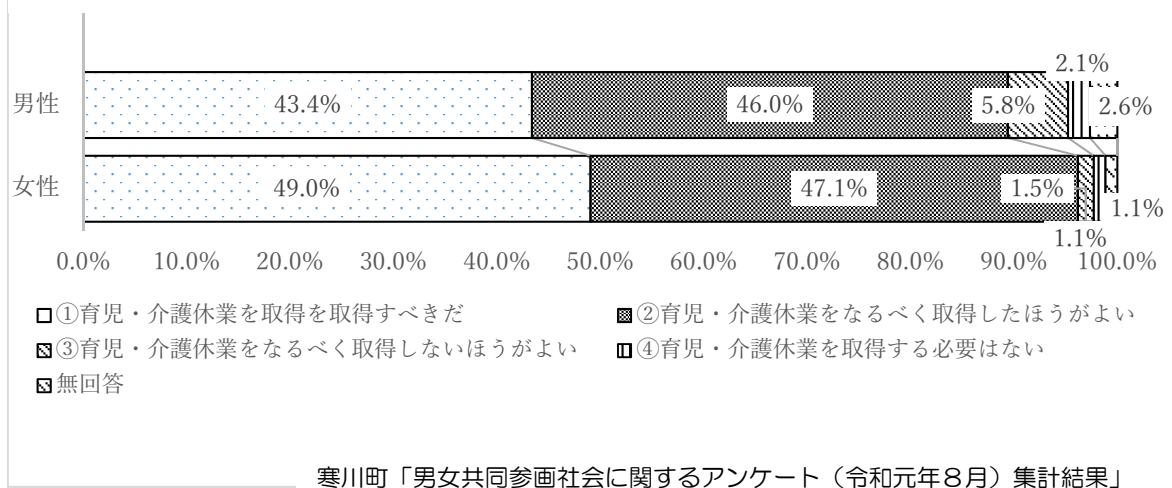
男女共同参画社会の形成にとって、男女雇用機会均等法や労働基準法などの関係法令に基づいた、事業所等の就業環境の整備は、とても重要です。

就業環境整備の課題の一つとして、男性の育児休業取得が進んでいないことが挙げられます。男性の育児休業取得率は全国で30.1%となっており、女性の取得率84.1%と比べると大きく差があります。また、寒川町「男女共同参画社会」に関するアンケートでは「男性の育児・介護休業の取得について」の問いに対し男性も育児・介護休業を取得すべき・なるべく取得した方が良いと回答した割合が男女共に9割に及んでいます【グラフ⑧参照】。この結果から、男性は育児休業の取得を望みながらも、実際には取得しづらい、取得できない環境にあることが推測できます。

原因としては、そもそも職場で育児休業の制度が整備されていなかった、育児休業を取得しづらい雰囲気であった、人員の不足などが挙げられます。

こうしたことから、法令に基づいた就業環境の整備を図るとともに、労働時間の見直しなど雇用環境を改善する必要があります。そのためには、男女平等意識啓発のための講座や相談会について情報提供を行い、雇用主と被用者がお互いに理解を深めることによって、就業環境の改善を図っていきます。

グラフ⑧「男性の育児・介護休業の取得」について



施策の内容

（１）ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスについての周知を行い、意識啓発を図ります。

（２）女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善についての講座や相談を行います。また、関係機関と連携し就職面接会や相談会を開催します。

（３）育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度などについて周知することで制度の普及を促進し、就業環境の整備に繋がります。

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

夫婦共働き世帯の増加に伴い、保育園や児童クラブなど子育て環境を支援する事業について、さらなる充実が求められています【グラフ⑨参照】。

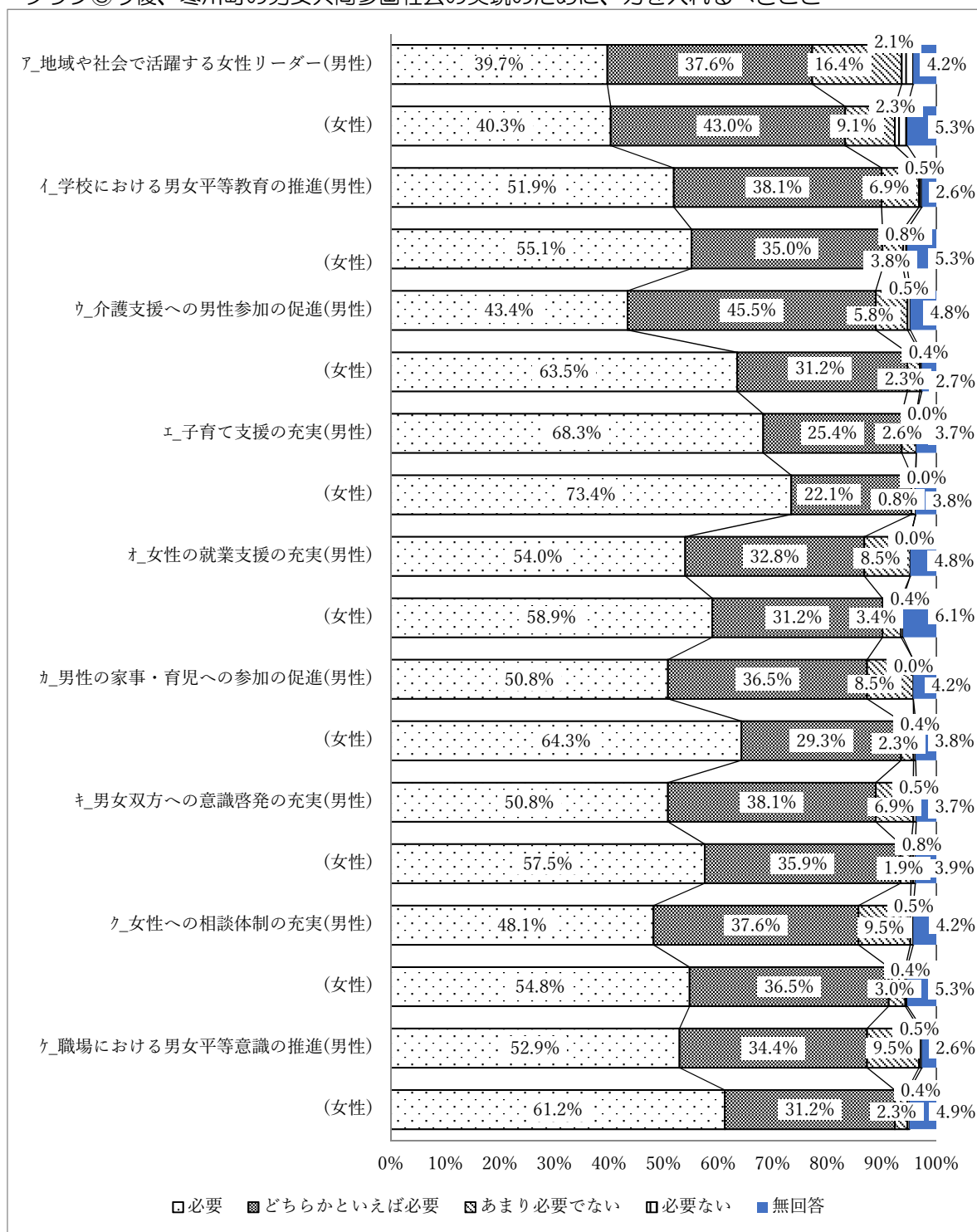
家事や育児、介護などの家庭生活においては、性別による固定的な役割分担意識が根強いことや職場等での育児・介護休業への理解などの問題から、まだまだ女性にその役割が偏っているのが現状です。

男女が共に仕事と生活の調和のとれた日常を送るためには、育児や介護などを男女が協力して担うことが重要です。個人の事情や希望、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで仕事と生活が両立できるよう支援します。

また、清掃や防災などの地域活動については、全国的に男女とも参加状況は低いものの、社会への貢献意識は高いものがあるので、町においても地域活動に関する情報提供を行い、地域活動への参加を支援します【グラフ⑩参照】。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

グラフ⑨今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと

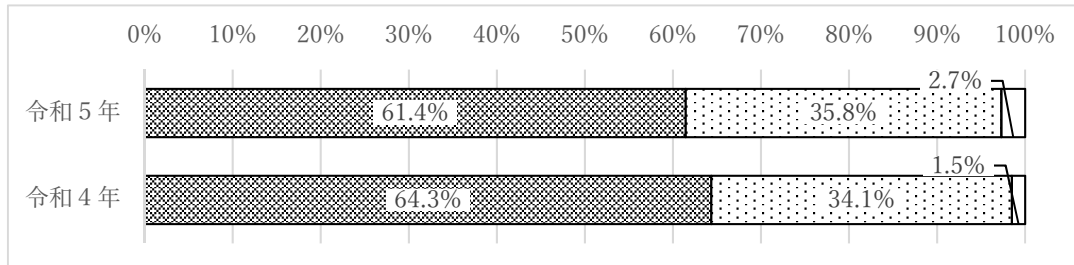


寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

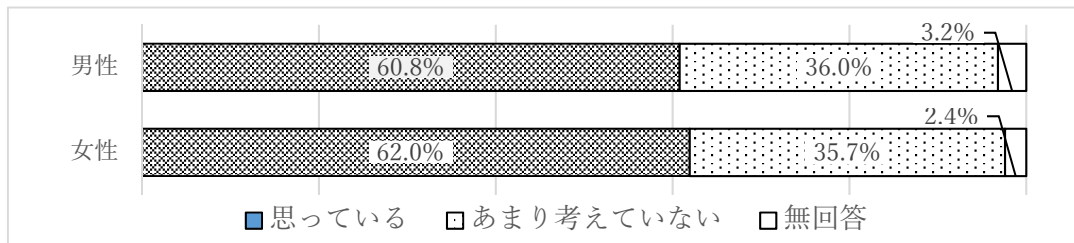
グラフ⑩社会への貢献意識の推移

質問内容：日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、それとも、あまりそのようなことは考えていないか。

【総数】



【男女別※R5】



内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成

施策の内容

(1) 子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

(2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

(3) 地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

基本目標

Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

男女共同参画社会の形成を実現するためには、職場や地域、家庭や学校といったそれぞれの場で、町民一人ひとりが、性別による固定的な役割分担意識を見直していくことが必要です。

そのため、職場や地域において男女共同参画に関する研修や講演会などを実施し、学習機会を提供することで、町民の理解促進を図ります。

また、家庭や学校においても男女共同参画意識の醸成、男女平等教育の推進、学校教育関係者への意識啓発や研修の充実を図ります。

施策の基本的方向

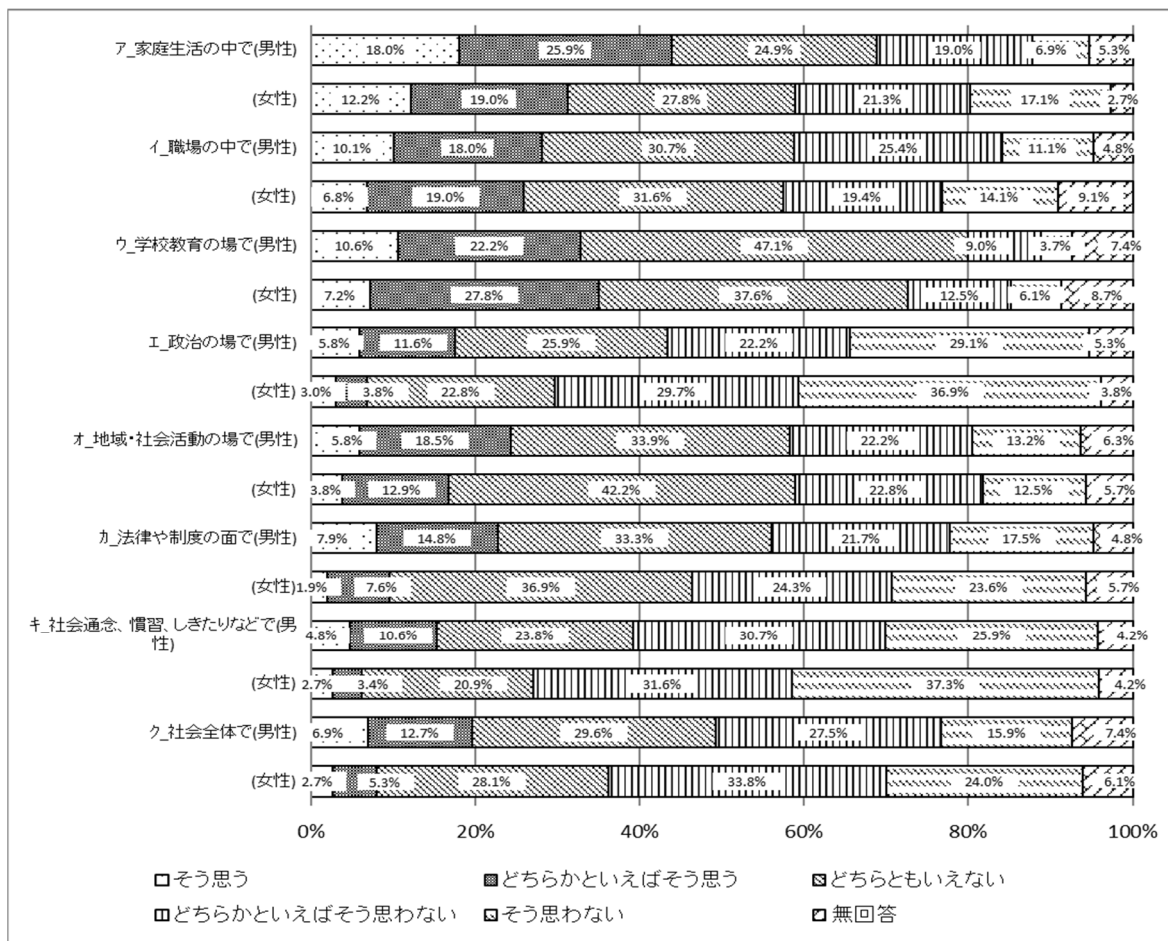
1 人権の尊重と多様性についての理解の促進

町が実施した男女共同参画社会に関するアンケートの結果では、男女の平等感について、男女ともに社会通念、慣習、しきたりなどで、政治の場において男女が平等になっていると思わない割合が高くなっており、前回調査とほぼ同様の結果となりました。特に女性は、全体を通じて男女平等になっていると思わないの割合が男性より高い傾向にあり、男女の感覚にズレが生じていることがわかります。【グラフ⑩参照】。事業所等における労働環境の整備に加えて、性別による固定的な役割分担意識の解消が必要です。地域活動についても、同様に男女が性別にとらわれず積極的に活動に参加することが重要で、そのための意識啓発を図ります。

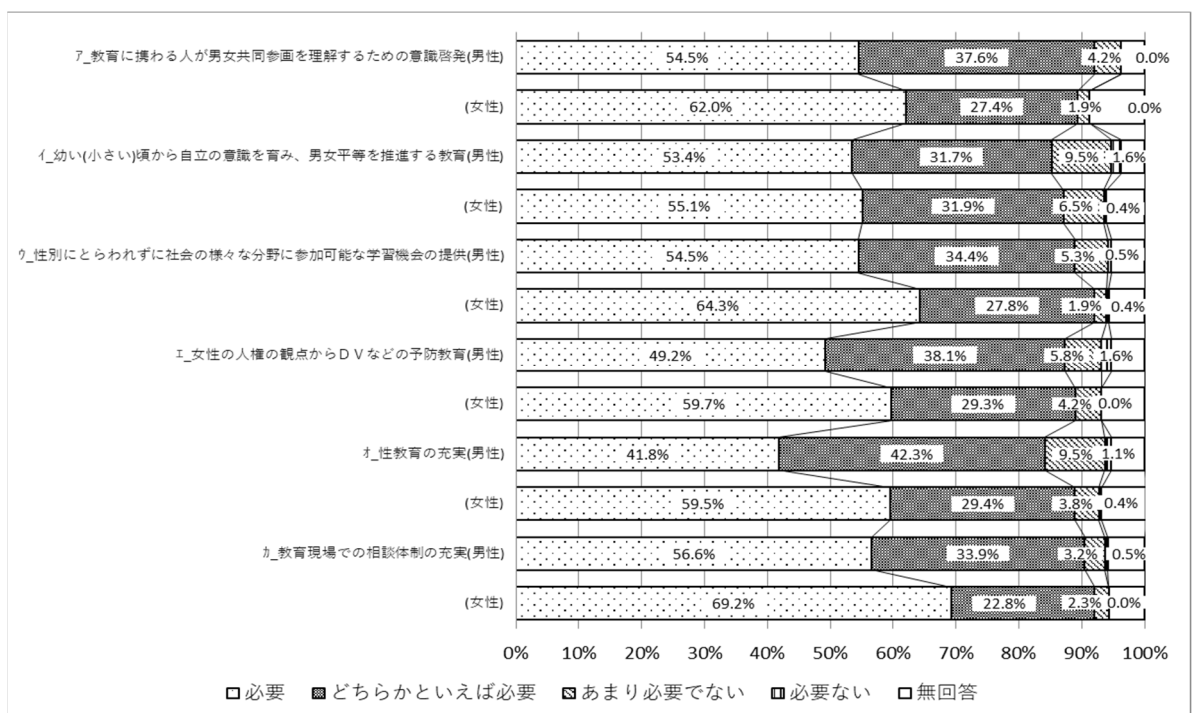
また、将来を担う子ども達が、家庭生活を通して男女平等の意識を持つことはとても大切です。そのために、まず保護者向けに講座を開催し、男女共同参画に対する意識を高めます。学校現場では児童・生徒への男女平等教育や、学校教育関係者への研修を開催し、意識啓発を図ります【グラフ⑫参照】。

基本目標Ⅳ ジェンダー平等の意識啓発の推進

グラフ⑪次の場面で男女が平等になっていると思いますか。



グラフ⑫男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等で必要な取組について



⑪⑫寒川町「男女共同参画社会に関するアンケート（令和5年11月）集計結果」

施策の内容

(１) 職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

(２) 家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座を開催します。

(３) 学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を実施するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を開催します。

基本目標

<新規>

Ⅴ 安心して暮らせる社会の実現

女性、高齢者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等、様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、生活支援、生きがいつくり、安心できる生活環境の確保等、総合的な支援を行います。

施策の基本的方向

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会的に弱い立場にある人に、より深刻な影響をもたらしています。女性比率の高い非正規職の雇用情勢は大きく悪化し、特に独身者やひとり親家庭などにおいて、経済的な困難を抱えています。誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現には、貧困、性暴力など幅広い分野での取組が必要となります。こうした状況を踏まえ、性別に関わらず誰もが、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせる社会を構築していきます。

施策の内容

(1) 困難な問題を抱えている女性等への支援

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる社会を構築するため、自立に向けた力を高めるとともに、相談事業や就労促進等各種支援を行います。

第 4 章

具体的な取組（実施計画）

具体的な取組み（実施計画）

第3章「施策の展開」で示した以下の内容に基づき、各担当課等において具体的に取組む実施計画です。

I あらゆる分野での女性の活躍推進・・・・・・・・・・28ページ

- 1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
 - (1) 事業所等への女性登用の促進
 - (2) 町審議会などへの女性委員の登用
 - (3) 住民活動などにおける女性の活躍促進
- 2 働きたい、働き続けたい女性の支援
 - (1) 女性の人材育成の充実
 - (2) 女性の積極的な社会参画のための情報提供

II 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・・・32ページ

- 1 あらゆる暴力防止の対策
 - (1) 配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援
 - (2) 各種ハラスメント防止対策の推進
- 2 人権尊重のための対策
 - (1) 人権侵害防止のための支援
- 3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実
 - (1) 男女の心とからだの健康づくりへの支援
 - (2) 性に関する正しい知識と普及啓発

III ワーク・ライフ・バランス推進のための取組・・・・・・・・36ページ

- 1 誰もが働きやすい就業環境づくり
 - (1) ワーク・ライフ・バランスについての理解促進
 - (2) 女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実
 - (3) 育児・介護に関する制度の理解と普及の促進
- 2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援
 - (1) 子育て・ひとり親家庭への支援
 - (2) 男性の家事・育児・介護などへの参加の促進
 - (3) 地域活動への参加の促進

IV ジェンダー平等の意識啓発の推進・・・・・・・・・・43ページ

- 1 さまざまな場における意識づくりの推進
 - (1) 職場や地域における意識啓発
 - (2) 家庭における意識啓発
 - (3) 学校等における意識啓発

【新規】

V 安心して暮らせる社会の実現 45ページ

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

（1）困難を抱えている女性等への支援

基本目標

I あらゆる分野での女性の活躍推進

施策の基本的方向

1 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

施策の内容

（１）事業所等への女性登用の促進

町内の各事業所等に対して男女の雇用機会均等の啓発を行い、女性の雇用を促進するとともに、管理職への積極的な女性登用を促進します。

事業名及び内容		①管理職への女性登用の推進			
事業所としての町の取り組みとして、能力や意欲のある女性の管理職への登用を推進します。					
指標	管理職の職員数における女性の割合				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
20	20	25	25	25	25
担当課等		人事課			

事業名及び内容		②勤労者実態調査の実施			
町内事業所に勤務する労働者の実態を明らかにし、労働行政の基礎資料とすることを目的に3年毎に実施し、その結果を事業所に周知します。					
指標	調査票の回収率				
現状値	目標数値（単位：％）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
33			35		
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（２）町審議会などへの女性委員の登用

それぞれの審議会等に男女が均衡のとれた構成比で議論し、意見が反映できるようポジティブ・アクション（積極的改善措置）を推進します。

事業名及び内容		③女性委員登用の推進			
町審議会などの職指定委員の見直しを図り、女性委員の登用をより一層推進します。					
指標	町審議会の女性委員の登用率				
現状値	目標数値（単位：％）				
5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	1 0 年度
21	32	30	32	34	36
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（３）住民活動などにおける女性の活躍促進

住民活動への女性の参画をより一層促進し、将来リーダーになるべき人材の育成に取り組みます。

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		④女性の活躍のための講座の開催				
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性のリーダー育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。						
指標	講座の参加人数					
現状値	目標数値（単位：人）					
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
223	100	100	110	120	130	
担当課等		町民窓口課				

施策の基本的方向

2 働きたい、働き続けたい女性の支援

施策の内容

（１）女性の人材育成の充実

社会の意思をより適切に政策や方針へ反映させるためには、その決定過程への女性の参画が必要です。そのために、これまで参画が少なかった分野や管理職への登用に関しての意識啓発に取り組めます。

また、女性はその個性と能力を発揮してライフステージに応じた活躍ができるように、キャリアアップに必要な能力開発の機会充実を図ります。

事業名及び内容	⑤女性の活躍のための講座の開催（再掲）				
女性の活躍促進のための講座を開催し、女性のリーダー育成や住民活動等への参画を促進します。また、町以外で開催される講座等について情報提供します。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
223	100	100	110	120	130
担当課等	町民窓口課				

事業名及び内容		⑥就労支援講座の開催			
県や関係機関と共催し、就労支援のための講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3	3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（２）女性の積極的な社会参画のための情報提供

資格取得やスキルアップのための講座情報や就職・再就職など採用に関する情報を提供します。

事業名及び内容		⑦男女共同参画に関する講座の情報提供				
町内外で開催される、資格取得やスキルアップのための講座について情報提供します。						
指標		広報紙、ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3		4	4	4	4	4
担当課等		町民窓口課				

事業名及び内容		⑧求人に関する情報提供			
役場ロビーにハローワークの求人検索のための検索端末等を設置し、情報提供に努めます。また、合同面接会等でも求人情報を提供します。					
指標	湘南合同就職面接会で求人情報を提供できた企業数				
現状値	目標数値（単位：社）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
30	30	30	30	30	30
担当課等		産業振興課			

基本目標

Ⅱ 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

1 あらゆる暴力防止の対策

施策の内容

（１）配偶者などからの暴力防止に関する意識啓発と被害者への支援

配偶者等からの暴力、交際相手からの暴力を防止するため、ＤＶに関する様々な情報を発信し、町民がＤＶの被害者にも加害者にもならないよう意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携をとることで被害者の保護を行い、一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図ります。

事業名及び内容		⑨暴力防止に関する意識啓発				
広報紙等を通じてDVに関する情報発信を行い、暴力防止に関する意識啓発を行います。						
指標		啓発回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
４		４	４	４	４	４
担当課等		町民窓口課				

事業名及び内容		⑩DV等に関する相談や関係機関との連携			
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。					
指標	関係機関との情報交換回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
12	12	2	2	2	2
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（２）各種ハラスメント防止対策の推進

広報紙などで各種ハラスメント防止のための情報を発信し、町民への意識啓発を図ります。また、学校や職場などにおいて各種ハラスメントに悩んでいる人に対し人権相談や関係機関での相談窓口の情報を提供します。

事業名及び内容		⑪町役場における各種ハラスメント防止体制の充実				
町職員間における各種ハラスメントの根絶に向けて、相談しやすい職場の雰囲気づくりや周知を行い、相談体制の充実を図ります。						
指標		処分の件数				
現状値		目標数値（単位：回）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
			0	0	0	0
担当課等		人事課				

具体的な取り組み（実施計画）

事業名及び内容		⑫各種ハラスメント防止に関する啓発や各種相談窓口の情報提供				
広報紙などを活用し、各種ハラスメント防止に関する啓発や関係機関における各種相談窓口の情報提供を行います。						
指標		啓発回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
2		2	2	2	2	2
担当課等		町民窓口課				

施策の基本的方向

2 人権尊重のための対策

施策の内容

（１）人権侵害防止のための支援

各種の相談業務の実施や関係機関との連携を図るとともに、広報紙やホームページ、町施設を通じて人権侵害の防止について情報を提供し、町民の意識啓発を行います。

事業名及び内容		⑬各種相談の実施や人権に関する情報提供			
人権相談など各種相談を実施し、関係機関との連携を図ります。また、人権に関する様々な情報提供を行うとともに、街頭等での啓発活動などを通じて町民への意識啓発を行います。					
指標	街頭等での人権啓発活動回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
4	4	4	4	4	4
担当課等		町民窓口課			

施策の基本的方向

3 生涯を通じた心身の健康づくりの充実

施策の内容

（１）男女の心とからだの健康づくりへの支援

心身の健康保持や増進のために、町民の健康づくりを支援します。

事業名及び内容		⑭健康運動ボランティア地域活動支援			
地域の実情やライフステージに合わせた健康づくりとして、町民が自主的に健康づくりや生活習慣病予防や健康維持・増進に取り組む機会の場を提供することで、健康づくりにおいて重要な要素となる町民のつながりの維持を図ります。					
指標	健康運動ボランティア地域活動実施回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
51	45	40	40	40	40
担当課等		健康づくり課			

施策の内容

（２）性に関する正しい知識と普及啓発

すべての人が性を尊重し、生涯を通じて心身の健康の保持増進をするために、発達段階に応じた適切な性教育や、性に関する情報提供の充実を図ります。

事業名及び内容		⑮豊かな心・文化育成事業			
教科や道徳の時間、総合的な学習の時間等を通して、性教育を推進します。					
指標	性教育実施時間数				
現状値	目標数値（単位：時間）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
10	10	10	10	10	10
担当課等		学校教育課			

基本目標

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス推進のための取組

施策の基本的方向

1 誰もが働きやすい就業環境づくり

施策の内容

（１）ワーク・ライフ・バランスについての理解促進

事業所等を対象に、ワーク・ライフ・バランスについての周知を行い、意識啓発を図ります。

事業名及び内容	⑩ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発				
国や県からのチラシ・パンフレットを町内事業所に対して配布し、制度の周知や普及の促進を図ります。					
指標	企業への啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3	3	3	3	3	3
担当課等	産業振興課				

施策の内容

（２）女性の就業・雇用環境改善のための支援の充実

正規雇用、非正規雇用の賃金格差や労働条件改善についての講座や相談を行います。また、関係機関と連携し就職面接会や相談会を開催します。

事業名及び内容		⑰労働相談に関する情報提供				
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。また、関係機関と協力し、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。＊雇用情勢により実施しない場合もあります。						
指標		広報紙・ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
５		３	３	３	３	３
担当課等		産業振興課				

事業名及び内容		⑱労働講座の開催			
関係機関と協力し、労働環境の改善に関する講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1	1	1	1	1	1
担当課等		産業振興課			

施策の内容

（３）育児・介護に関する制度の理解と普及の促進

事業所等や労働者に対して、育児や介護のための休業制度などについて周知することで制度の普及を促進し、就業環境の整備に繋がります。

事業名及び内容		⑭育児休業取得の促進				
町職員が男女ともに育児休業を取得しやすい環境を整備し、子育ての支援を図ります。						
指標	男性職員の育児休業取得率					
現状値	目標数値（単位：％）					
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度	
71	100	100	100	100	100	
担当課等		人事課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㊹介護休業取得の促進			
町職員が男女ともに介護休業を取得しやすい環境を整備し、介護への支援を図ります。					
指標	介護離職件数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
		0	0	0	0
担当課等		人事課			

事業名及び内容	㊹ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発（再掲）				
国や県からのチラシ・パンフレットを町内事業所に対して配布し、制度の周知や普及の促進を図ります。					
指標	企業への啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度
3	3	3	3	3	3
担当課等	産業振興課				

施策の基本的方向

2 仕事と家庭・地域活動との両立の支援

施策の内容

（１）子育て・ひとり親家庭への支援

男女の多様な働き方を支援するため、子育て環境の充実を図るとともに、子育てに関する相談や情報提供を行います。

また、母子家庭や父子家庭の自立に向けた支援に取り組みます。

事業名及び内容		㊸保育環境充実事業			
認可保育所や認可外保育施設、私立幼稚園に給付費や補助金を支出することにより、保育所の設備及び運営基準の維持、事業の充実を図ります。					
指標	在園児童数が定員に達していない施設数				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
		0	0	0	0
担当課等		保育幼稚園課			

事業名及び内容		㊸子育て支援相談事業				
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。						
指標		相談への対応率				
現状値		目標数値（単位：％）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
100		100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		④児童クラブ運営事業				
保護者が労働等により放課後等家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を推進します。						
指標		入所児童数				
現状値		目標数値（単位：人）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
265		315	335	345	355	365
担当課等		学び推進課				

事業名及び内容		㊹ひとり親家庭等医療費助成事業				
ひとり親家庭等の人が病院等を受診したときに支払う医療費のうち、保険診療分の自己負担額を助成します（所得制限有り）。						
指標		助成率				
現状値		目標数値（単位：％）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
100		100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課				

施策の内容

（２）男性の家事・育児・介護などへの参加の促進

各種講座の開催や情報提供により、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図り、家事や育児、介護に参加しやすくなるよう意識啓発を図ります。

事業名及び内容		㊼父親・母親教室の開催			
妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女が協力して家事や育児を行うことについて意識啓発を図ります。					
指標	参加者の満足度				
現状値	目標数値（単位：％）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
96	100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		㉗母子訪問指導事業			
乳幼児を育てている家庭を訪問し、育児状況の確認や子どもと養育者の心身の健康づくりへの助言等と併せて、男性の育児参加への意識啓発を行います。					
指標	母子訪問合計件数				
現状値	目標数値（単位：件）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1,186	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		㊸介護教室の開催			
介護技術・対応方法を習得するための講習会の開催を通じて、男女がともに介護を担うことの意識啓発を図ります。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
121	105	40	40	40	40
担当課等		高齢介護課			

施策の内容

（３）地域活動への参加の促進

広報紙やホームページなどで地域活動に関する情報提供を行い、男女の地域活動への参加を支援します。

事業名及び内容		㊸公民館講座(男性向け講座) の開催			
公民館講座を通じて、男性の地域活動への参加に対する意識付けを促進します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値(単位: 回)				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
1	3	3	3	3	3
担当課等		教育政策課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		③⑩ファミリーサポートセンター事業			
育児の援助を受けたい人で行う人が会員となって一時預かり等の事業を行うことにより、育児世代の地域活動への参加を支援します。					
指標	活動件数				
現状値	目標数値（単位：件）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
2,437	1,660	2,460	2,417	2,366	2,296
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		③①生涯学習に関する情報提供			
さむかわ町民大学、出前講座、生涯学習人材登録等の学習情報を提供し、地域活動への参加を支援します。					
指標	広報紙、ホームページ、パンフレットでの啓発回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
6	6	6	6	6	6
担当課等		学び推進課			

基本目標

IV ジェンダー平等の意識啓発の推進

施策の基本的方向

1 人権の尊重と多様性についての理解の促進

施策の内容

（１）職場や地域における意識啓発

男女共同参画に関連する講演会などを開催します。

事業名及び内容		㊸男女共同参画に関する講座の開催			
事業所向けまたは生活に密着した視点から男女共同参画に関する講座を開催し、職場や地域における男女共同参画への意識啓発を図ります。					
指標	講座の参加人数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
278	100	100	110	120	130
担当課等		町民窓口課			

施策の内容

（２）家庭における意識啓発

家庭において男女共同参画意識の向上を図るとともに、生活に密着した講座を開催します。

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		③父親・母親教室の開催（再掲）				
妊婦とそのパートナーを対象にした、妊娠・出産・育児や家庭づくり等についての講座の開催を通じて、男女がお互いを理解し尊重することについて意識啓発を図ります。						
指標		参加者の満足度				
現状値		目標数値（単位：％）				
５年度		６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
96		100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課				

施策の内容

（３）学校等における意識啓発

児童・生徒向けに人権尊重を基礎とした男女平等教育を実施するとともに、学校教育関係者向けに各種の研修会を開催します。

事業名及び内容		③4教職員の資質向上事業			
教職員向け講演会や研修会等を開催し、児童・生徒への人権を配慮した教育の充実を図ります。					
指標	研修会等への参加者数				
現状値	目標数値（単位：人）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
313	230	230	230	230	230
担当課等		学校教育課			

事業名及び内容	㊸中学生人権作文コンテストの実施				
関係機関と連携して人権作文コンテストを実施し、人権に対する生徒の意識啓発を図ります。					
指標	作文の応募者数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
83	150	100	100	100	100
担当課等	町民窓口課				

基本目標

V 安心して暮らせる社会の実現

施策の基本的方向

1 さまざまな困難を抱えている女性等への支援

施策の内容

（１）困難を抱えている女性等への支援

各種相談窓口の周知など、困難を抱えている女性等を支援します。

事業名及び内容	㊸各種相談窓口の周知　　＜新規＞				
日常生活における様々な悩みを抱えている方が、相談窓口を利用するきっかけとなるよう、町広報紙やホームページ等で相談窓口の周知に努めます。					
指標	広報紙、ホームページでの啓発回数				
現状値	目標数値（単位：人）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
		2	2	2	2
担当課等	町民窓口課				

事業名及び内容		㊿就労支援講座の開催（再掲）			
県や関係機関と共催し、就労支援のための講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
3	3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課			

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		㊸求人に関する情報提供（再掲）			
役場ロビーにハローワークの求人検索のための検索端末等を設置し、情報提供に努めます。また、合同面接会等でも求人情報を提供します。					
指標	湘南合同就職面接会で求人情報を提供できた企業数				
現状値	目標数値（単位：社）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
30	30	30	30	30	30
担当課等		産業振興課			

事業名及び内容		㊸子育て支援相談事業（再掲）			
子育て全般についての相談指導と育児情報の提供を行います。					
指標	相談への対応率				
現状値	目標数値（単位：％）				
5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
100	100	100	100	100	100
担当課等		子育て支援課			

事業名及び内容		㊿労働相談に関する情報提供（再掲）				
広報紙やホームページ等で労働相談窓口などの情報提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関を紹介するなど、労働相談に関する情報提供を行います。また、関係機関と協力し、労働者向けに労働に関する相談会を実施します。＊雇用情勢により実施しない場合もあります。						
指標		広報紙・ホームページ等での情報提供回数				
現状値		目標数値（単位：回）				
5年度		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
5		3	3	3	3	3
担当課等		産業振興課				

具体的な取組み（実施計画）

事業名及び内容		④労働講座の開催（再掲）			
関係機関と協力し、労働環境の改善に関する講座を開催します。					
指標	講座の開催回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
1	1	1	1	1	1
担当課等		産業振興課			

事業名及び内容	㊼DV等に関する相談や関係機関との連携（再掲）				
関係機関と連携しながらDV等に関する相談を受けるとともに、緊急一時保護事業に関する協定に基づき、DV被害者の緊急一時保護に向けた支援を行います。					
指標	関係機関との情報交換回数				
現状値	目標数値（単位：回）				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度	１０年度
12	12	2	2	2	2
担当課等	町民窓口課				

第 5 章

計画の推進

計画の推進

この計画の基本理念である「男女共同参画社会の形成」のためには、町はもとより、町民や事業所、関係団体などさまざまな主体の理解と協力が欠かせません。計画の推進にあたっては、それぞれの役割に応じた関わり方ができるような体制を整備し、連携を図りながら取り組みます。

1 町民参画による推進

この計画を推進するためには、すべての町民が「男女共同参画社会の形成」を自分自身の問題として捉え、計画の推進に主体的に取り組む必要があります。

そのために、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会を継続して設置し、公募の委員や関係団体を代表する委員の立場で、町民が計画を推進する機会を保障します。

また、同推進協議会の会議内容を公表することにより、町民との情報共有を図ります。

2 庁内の推進体制

実施計画に位置付けられた各事業の推進にあたり、関係各課等との連携・協力を図るため、さむかわ男女共同参画プラン連絡会を継続して設置します。

3 関係各機関との連携

「男女共同参画社会の形成」には、町内のみならず、国や県、近隣市町村やその他の関係団体などとの連携がとても重要です。これらの関係各機関との情報交換を円滑に行うとともに、互いに連携・協力しながら計画の推進を図ります。

4 計画の進行管理

計画の進行管理は、実施計画に位置付けられた事業の進捗状況について、関係各課等からの報告をもとに行います。取りまとめた内容は、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に報告し、そこで出た意見は各事業へフィードバックします。

付属資料

「男女共同参画社会」に関する
アンケート
集計結果

令和5(2023)年度

調査時期:令和5年11月

寒 川 町

基本情報

調査対象者：寒川町在住の満18才以上の男女1,500人

抽出方法：無作為抽出（ただし男女同数）

調査方法：郵送による配布、郵送による回収

調査期間：令和5年11月1日～11月27日

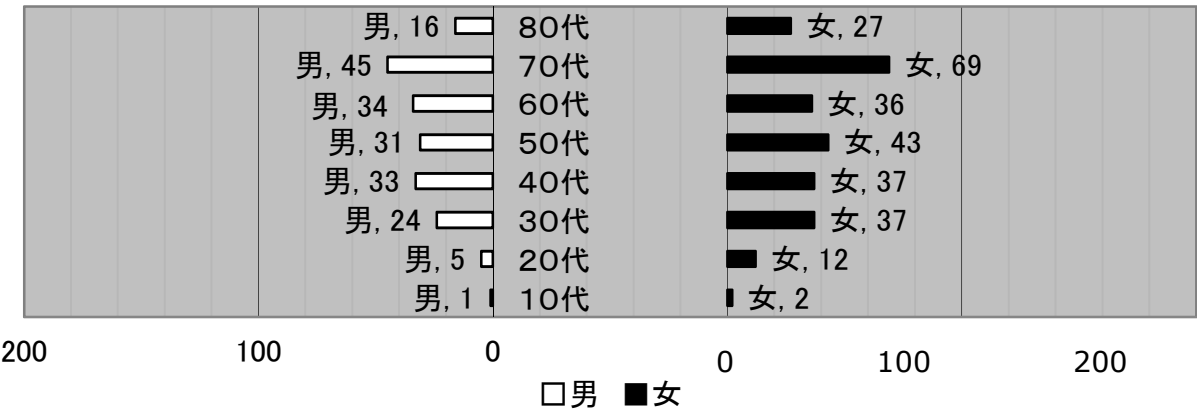
回収できた調査票：457通 回答率 30.5%

問1 あなたの性別は。

問2 あなたの年齢は。

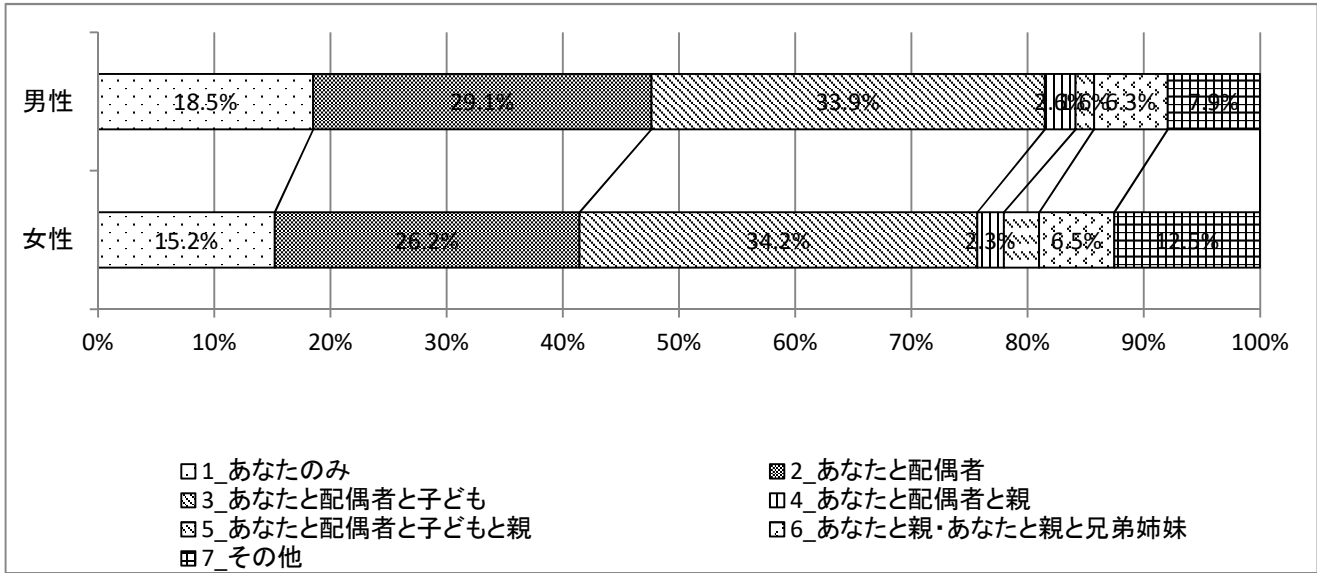
性別・年代	男	女	その他	構成比		
10代	1	2	0			
20代	5	12	2	4.2%		
30代	24	37	0	13.4%		
40代	33	37	0	15.4%		
50代	31	43	0	16.2%		
60代	34	36	1	15.6%		
70代	45	69	1	25.2%		
80代	16	27	0	9.4%		
小計	189	263	4	41.4%	57.7%	0.9%
合計	456			100%		
無回答1						

年代別男女



回答者の57.7%が女性であり、町人口構成比と比べて女性の回答率がやや高く、男女ともに70代の回答が最多となっている。

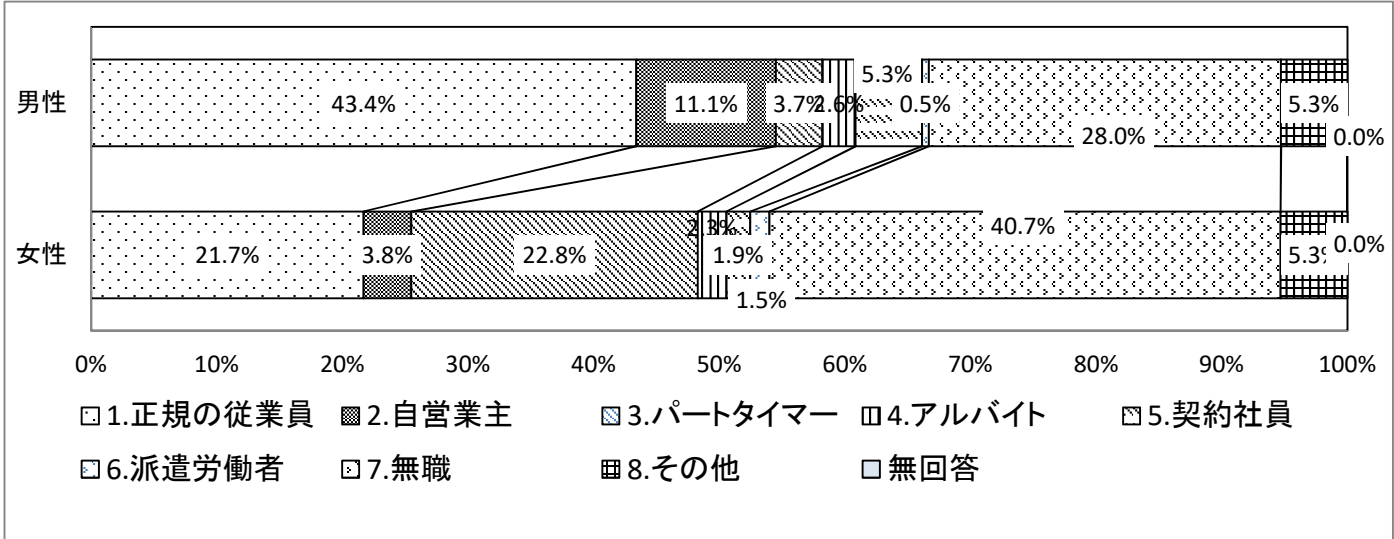
問3 現在の家族構成は。



家族構成	男性	女性
1_あなたのみ	18.5%	15.2%
2_あなたと配偶者	29.1%	26.2%
3_あなたと配偶者と子ども	33.9%	34.2%
4_あなたと配偶者と親	2.6%	2.3%
5_あなたと配偶者と子どもと親	1.6%	3.0%
6_あなたと親・あなたと親と兄弟姉妹	6.3%	6.5%
7_その他	7.9%	12.5%

家族構成は、男女ともに「あなたと配偶者と子ども」の割合が最も高く、次いで「あなたと配偶者」が続く。

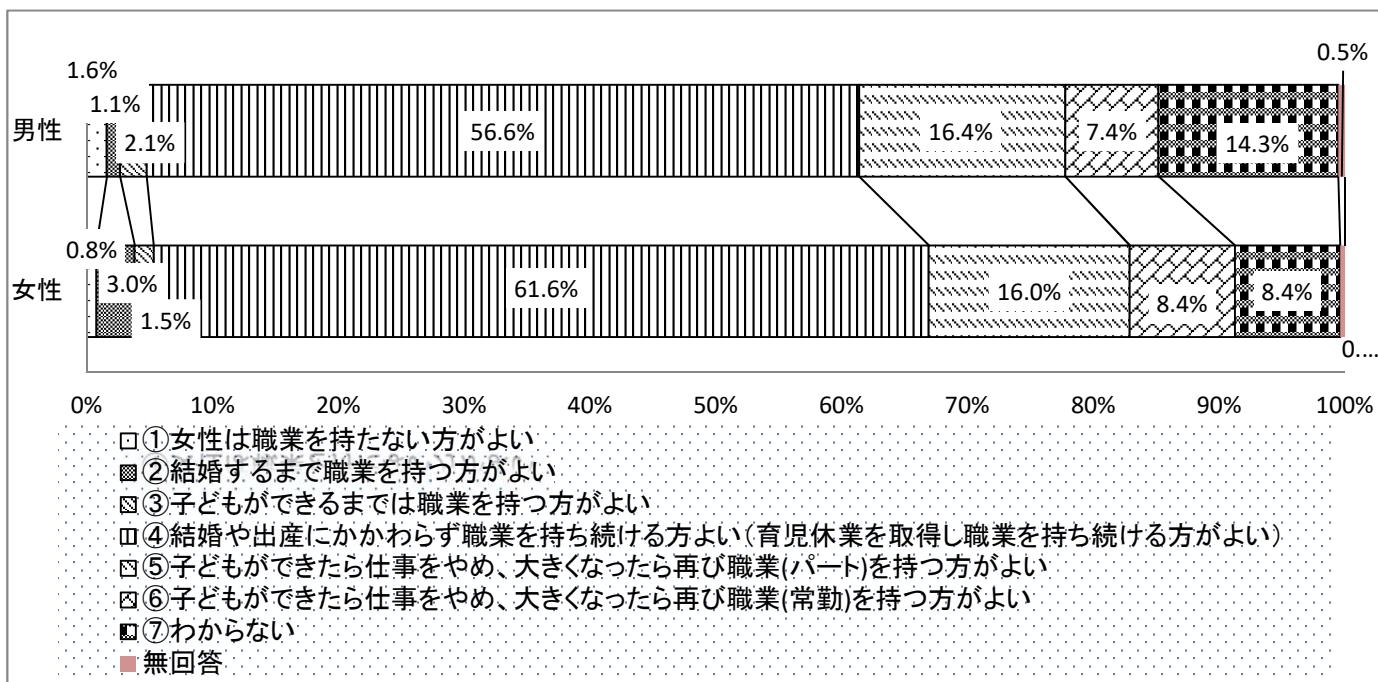
問4 あなたの就業形態を教えてください。(1つ選択)



就業形態	男性	女性
1. 正規の従業員	43.4%	21.7%
2. 自営業主	11.1%	3.8%
3. パートタイマー	3.7%	22.8%
4. アルバイト	2.6%	2.3%
5. 契約社員	5.3%	1.9%
6. 派遣労働者	0.5%	1.5%
7. 無職	28.0%	40.7%
8. その他	5.3%	5.3%
無回答	0.0%	0.0%

就業形態について、正規の従業員の割合は男性が女性の約2倍。「正規従業員」は男性が前回調査に比べ9.8ポイント伸びたのに対し、女性は1.5ポイントの伸びにとどまっている。その反面で、女性の「パートタイマー」は3.8ポイントの伸びを示した。

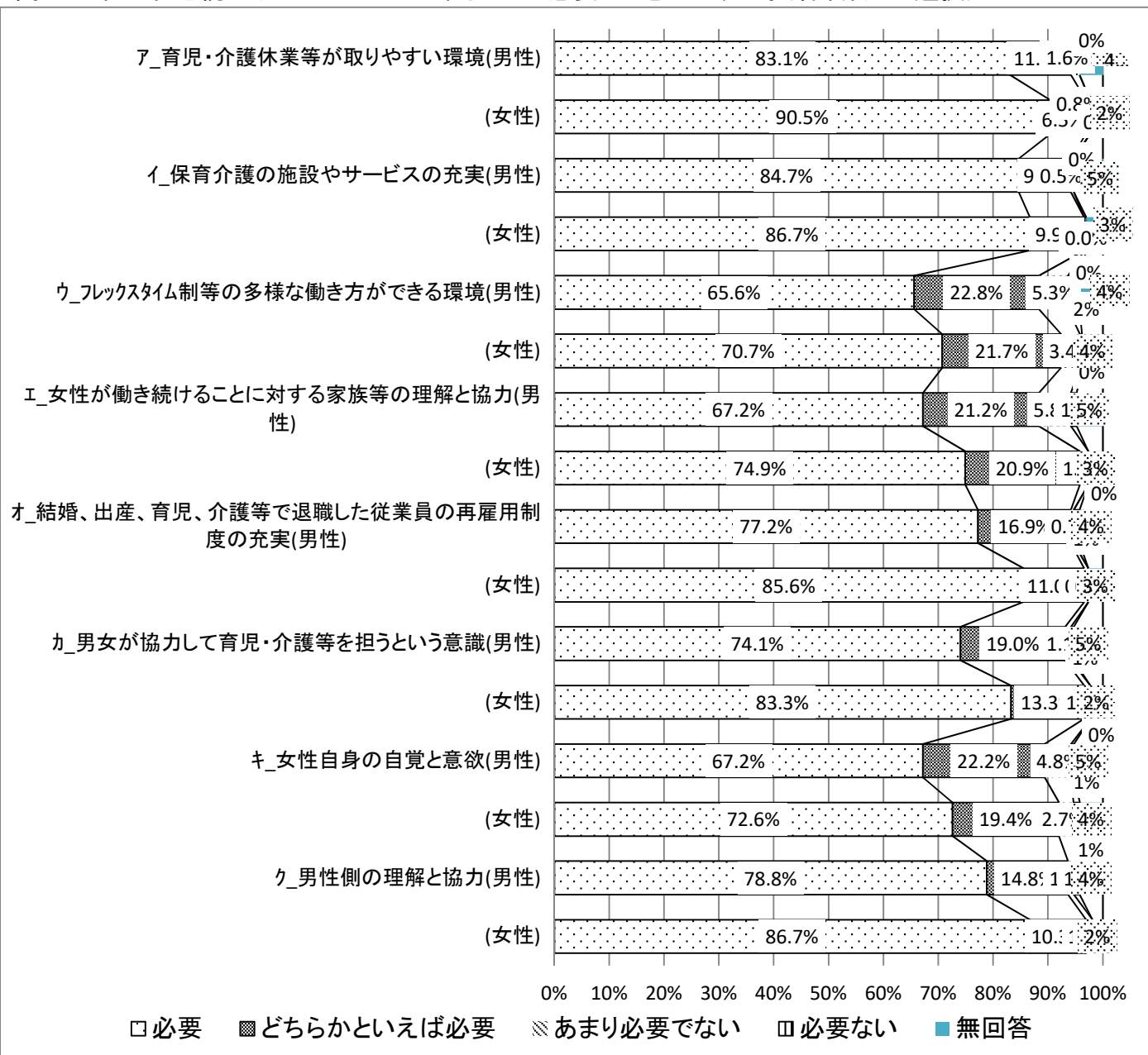
問5 女性が職業を持つことについてどのようにお考えですか。(1つ選択)



女性が職業を持つことについて		
	男性	女性
①女性はやめた方がよい	1.6%	0.8%
②結婚するまで職業を持つ方がよい	1.1%	3.0%
③子どもができるまでは職業を持つ方がよい	2.1%	1.5%
④結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい (育児休業を取得し職業を持ち続ける方がよい)	56.6%	61.6%
⑤子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び 職業(パート)を持つ方がよい	16.4%	16.0%
⑥子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び 職業(常勤)を持つ方がよい	7.4%	8.4%
⑦わからない	14.3%	8.4%
無回答	0.5%	0.4%

女性が職業を持つことについて、男女ともに「④結婚や出産にかかわらず職業を持ち続ける方がよい(育児休業等を取得し職業を持ち続けるほうがよい)」の割合が最も高くなっている。前回調査に比べ、男性では5.7ポイント、女性では13.4ポイントと大きく増加した。また「子どもが大きくなったら再び職業(パート)を持つほうがよい」の項目は男性で1.2ポイント、女性は5.4ポイント減少している。これらのことから、女性の就業を肯定的に捉える傾向が拡大しているといえる。

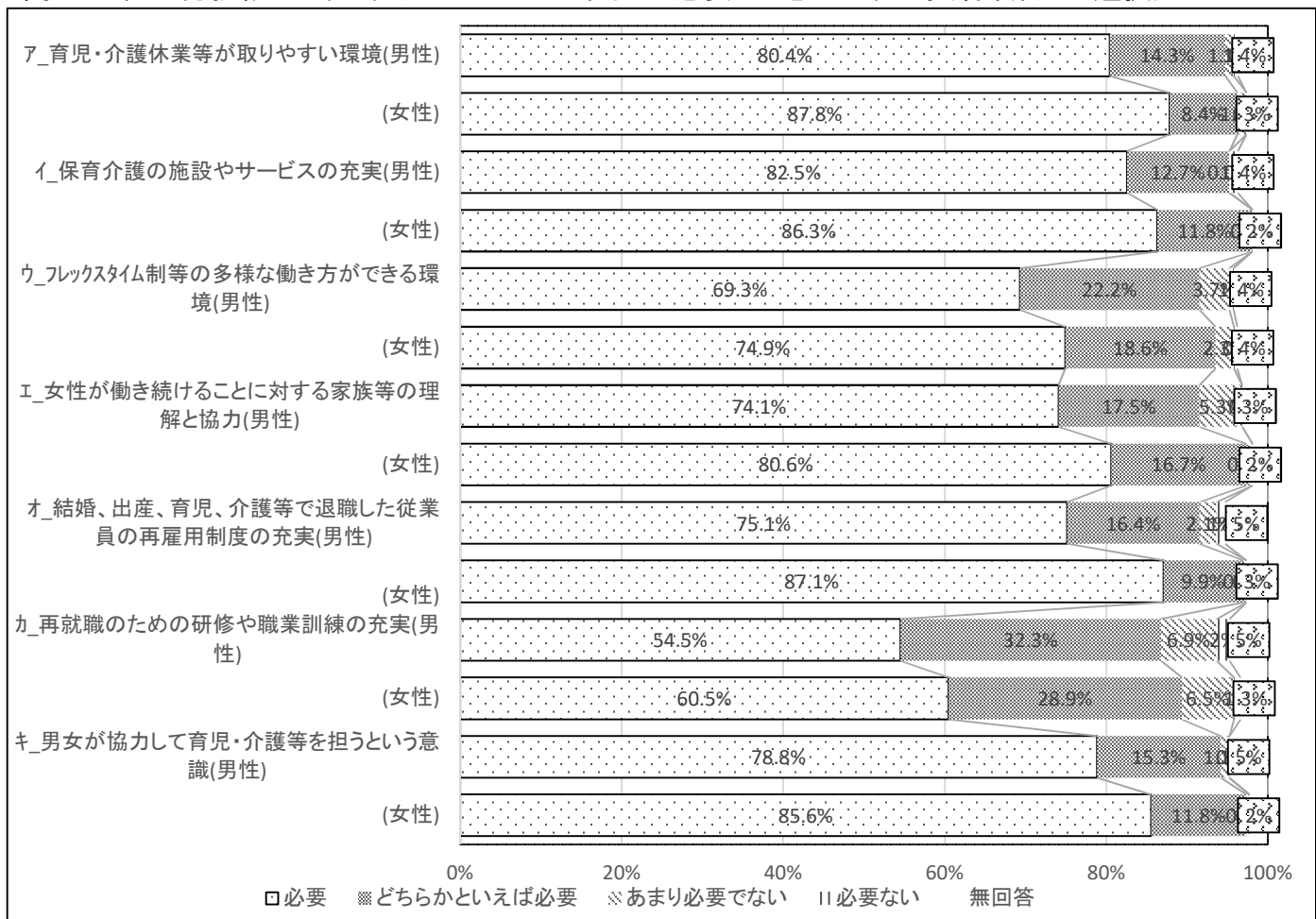
問6 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(各項目1つ選択)



女性が働き続けるために必要なこと					
	必要	どちらかといえば必要	あまり必要でない	必要ない	無回答
ア_育児・介護休業等が取りやすい環境(男性)	83.1%	11.1%	1.6%	0.0%	4.2%
(女性)	90.5%	6.5%	0.8%	0.0%	2.3%
イ_保育介護の施設やサービスの充実(男性)	84.7%	9.5%	0.5%	0.0%	5.3%
(女性)	86.7%	9.9%	0.0%	0.4%	3.0%
ウ_フレックスタイム制等の多様な働き方ができる環境(男性)	65.6%	22.8%	5.3%	2.1%	4.2%
(女性)	70.7%	21.7%	3.4%	0.4%	3.8%
エ_女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力(男性)	67.2%	21.2%	5.8%	1.1%	4.8%
(女性)	74.9%	20.9%	1.5%	0.0%	2.7%
オ_結婚、出産、育児、介護等で退職した従業員の再雇用制度の充実(男性)	77.2%	16.9%	0.5%	1.1%	4.2%
(女性)	85.6%	11.0%	0.8%	0.0%	2.7%
カ_男女が協力して育児・介護等を担うという意識(男性)	74.1%	19.0%	1.1%	0.5%	5.3%
(女性)	83.3%	13.3%	1.1%	0.0%	2.3%
キ_女性自身の自覚と意欲(男性)	67.2%	22.2%	4.8%	0.5%	5.3%
(女性)	72.6%	19.4%	2.7%	1.1%	4.2%
ク_男性側の理解と協力(男性)	78.8%	14.8%	1.1%	1.1%	4.2%
(女性)	86.7%	10.3%	1.1%	0.0%	1.9%

女性が働き続けるために必要なことについて、男女ともに「ア_育児・介護休業等が取りやすい環境の整備」、「イ_保育・介護の施設やサービスの充実」、「オ_結婚、出産、育児、介護等で退職した従業員の再雇用制度の充実」、「カ_男女が協力して育児介護を行う意識」「ク_男性側の理解と協力」が必要と考える割合が高くなっている。女性が働き続けるためには、環境の整備、両立支援のためのサービスの充実、再雇用制度の充実に加え男性側の理解・協力といった意識的な要素も必要であると思っている割合が高いことがうかがえる。また、全項目で女性のほうが「必要」と答えた比率が高く、男女の意識差が表れている。

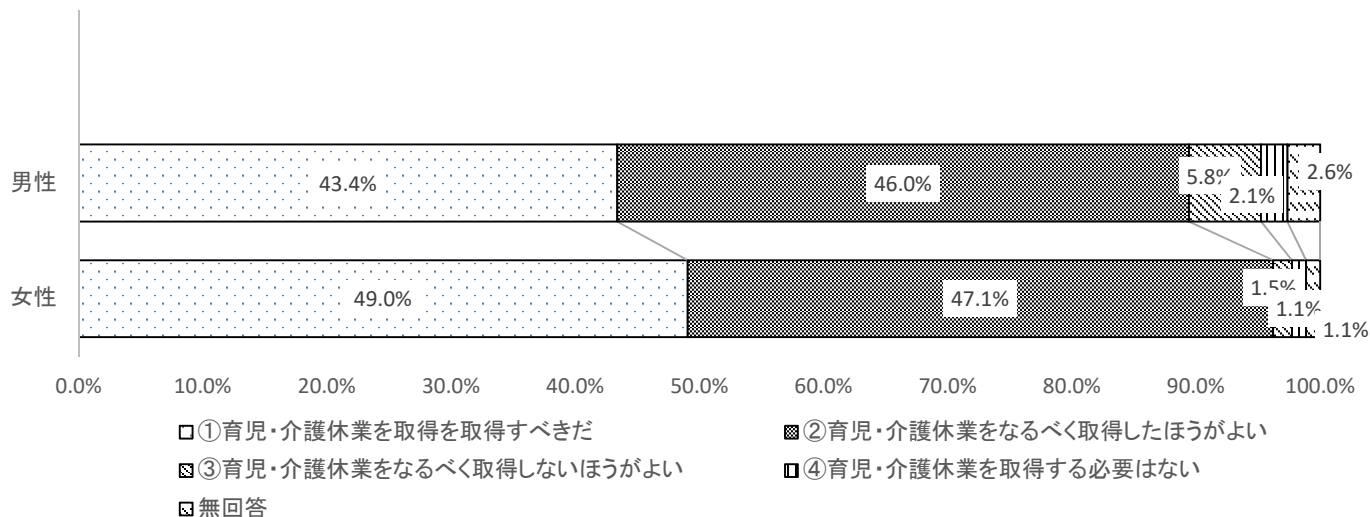
問7 女性が再就職しやすくするためにどのようなこと必要だと思いますか。(各項目1つ選択)



女性が再就職しやすくするために必要なこと	必要	どちらかといえば必要	あまり必要でない	必要ない	無回答
ア_育児・介護休業等が取りやすい環境(男性)	80.4%	14.3%	1.1%	1%	4%
(女性)	87.8%	8.4%	1.1%	0%	3%
イ_保育介護の施設やサービスの充実(男性)	82.5%	12.7%	0.0%	1%	4%
(女性)	86.3%	11.8%	0.0%	0%	2%
ウ_フレックスタイム制等の多様な働き方ができる環境(男性)	69.3%	22.2%	3.7%	1%	4%
(女性)	74.9%	18.6%	2.3%	0%	4%
エ_女性が働き続けることに対する家族等の理解と協力(男性)	74.1%	17.5%	5.3%	0%	3%
(女性)	80.6%	16.7%	0.8%	0%	2%
オ_結婚、出産、育児、介護等で退職した従業員の再雇用制度の充実(男性)	75.1%	16.4%	2.1%	1%	5%
(女性)	87.1%	9.9%	0.4%	0%	3%
カ_再就職のための研修や職業訓練の充実(男性)	54.5%	32.3%	6.9%	2%	5%
(女性)	60.5%	28.9%	6.5%	1%	3%
キ_男女が協力して育児・介護等を担うという意識(男性)	78.8%	15.3%	1.1%	0%	5%
(女性)	85.6%	11.8%	0.4%	0%	2%

女性の再就職に必要なことについて、男女ともに「ア_育児・介護休業等が取りやすい環境」、「イ_保育・介護の施設やサービスの充実」、「オ_結婚、出産、育児、介護等で退職した従業員の再雇用制度の充実」が必要と回答している割合が高くなっている。また、「カ_再就職のための研修や職業訓練の充実」「キ_男女が協力して育児・介護を担う」という意識について必要と回答した割合が、男女ともに前回調査と比べわずかながらも上昇の傾向にある。

問8 男性の育児・介護休暇について(1つ選択)

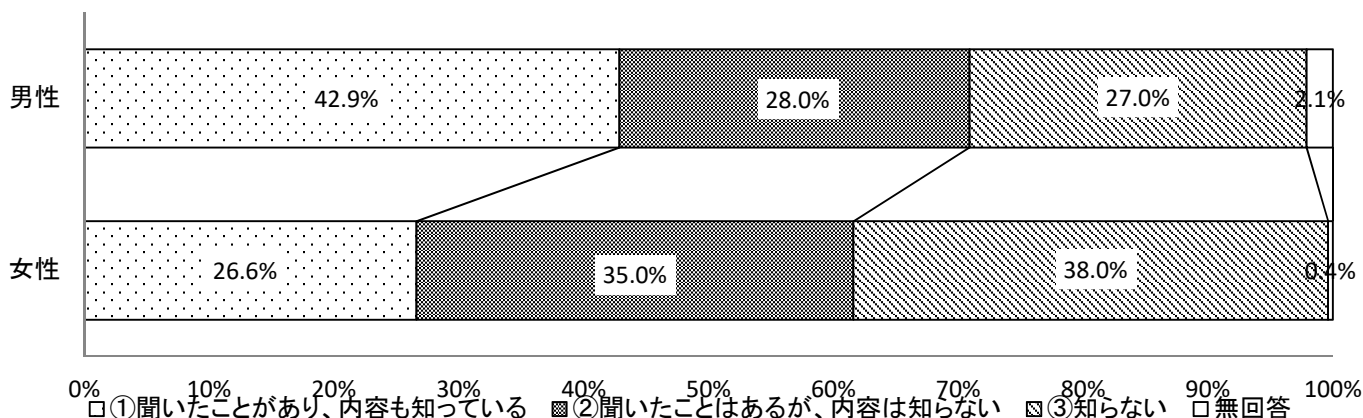


「男性の育児・介護休業を取得」について

	男性	女性
①育児・介護休業を取得を取得すべきだ	43.4%	49.0%
②育児・介護休業をなるべく取得したほうがよい	46.0%	47.1%
③育児・介護休業をなるべく取得しないほうがよい	5.8%	1.5%
④育児・介護休業を取得する必要はない	2.1%	1.1%
無回答	2.6%	1.1%

男女ともに「②育児・介護休業をなるべく取得したほうがよい」が最も高く、次に「①育児・介護休業を取得すべきだ」となった。この2つの回答を合わせると全体の90%を占め、男性の育児・介護休業の取得について意識の高いことが伺える。また、前回調査に比べ②は男性が17.8ポイント、女性が11.2ポイント減少、①は男性・女性ともに17.5ポイント上昇したことから、意識内容の変化が見てとれる。

問9 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」について知っていますか。(1つ選択)

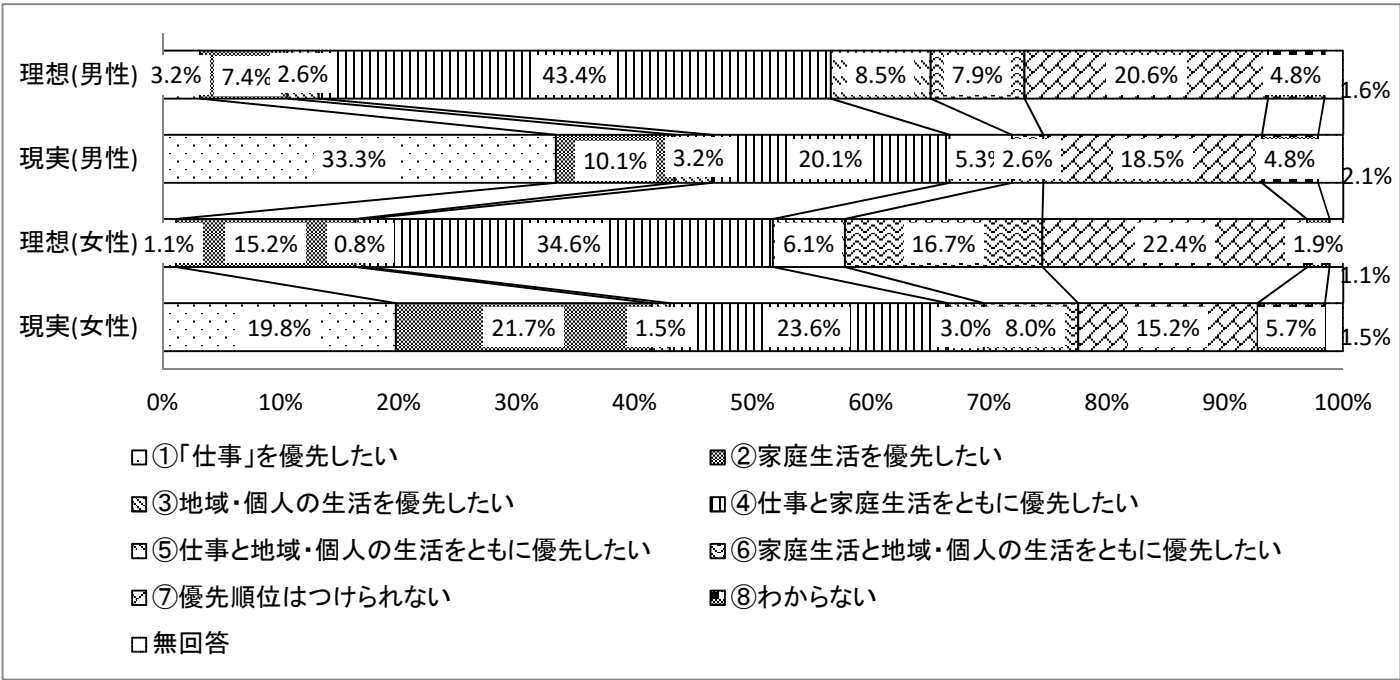


「仕事と生活の調和(ワークライフバランス)」について知っていますか

	男性	女性
①聞いたことがあり、内容も知っている	42.9%	26.6%
②聞いたことはあるが、内容は知らない	28.0%	35.0%
③知らない	27.0%	38.0%
無回答	2.1%	0.4%

「仕事と生活の調査(ワーク・ライフ・バランス)」についての認知度は、「①聞いたことがあり、内容も知っている」が前回調査に比べ男性15.3ポイント、女性で4.6ポイント増加し、「③知らない」は男女とも減少した。それでもいまだに認知度は50%に到達せず、十分とは言いがたい。

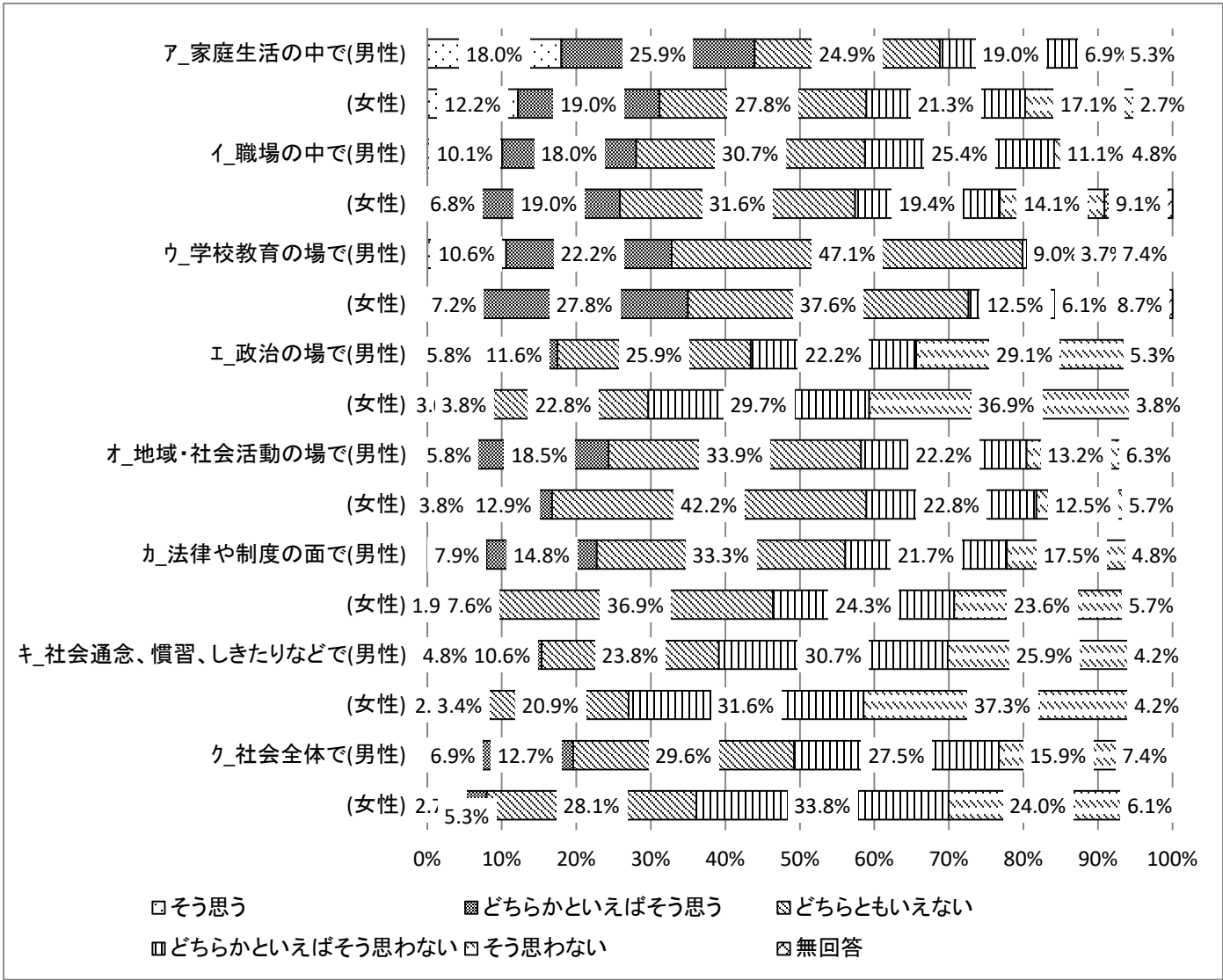
問10 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実について(それぞれ1つ選択)



「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実				
	理想(男性)	現実(男性)	理想(女性)	現実(女性)
①「仕事」を優先したい	3.2%	33.3%	1.1%	19.8%
②家庭生活を優先したい	7.4%	10.1%	15.2%	21.7%
③地域・個人の生活を優先したい	2.6%	3.2%	0.8%	1.5%
④仕事と家庭生活をともに優先したい	43.4%	20.1%	34.6%	23.6%
⑤仕事と地域・個人の生活をともに優先したい	8.5%	5.3%	6.1%	3.0%
⑥家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したい	7.9%	2.6%	16.7%	8.0%
⑦優先順位はつけられない	20.6%	18.5%	22.4%	15.2%
⑧わからない	4.8%	4.8%	1.9%	5.7%
無回答	1.6%	2.1%	1.1%	1.5%

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方の理想と現実について、男女ともに理想は「④仕事と家庭生活ともに優先したい」が最も高くなっている。現実では男性は「①仕事を優先したい」が高く、理想と現実の間に乖離が生じているが、女性は現実でも「④仕事と家庭生活ともに優先したい」が高く、次いで僅差で「②家庭生活を優先したい」となっている。

問11 男女の平等感について次の場面で男女が平等になっていると思いますか。(各項目1つ選択)

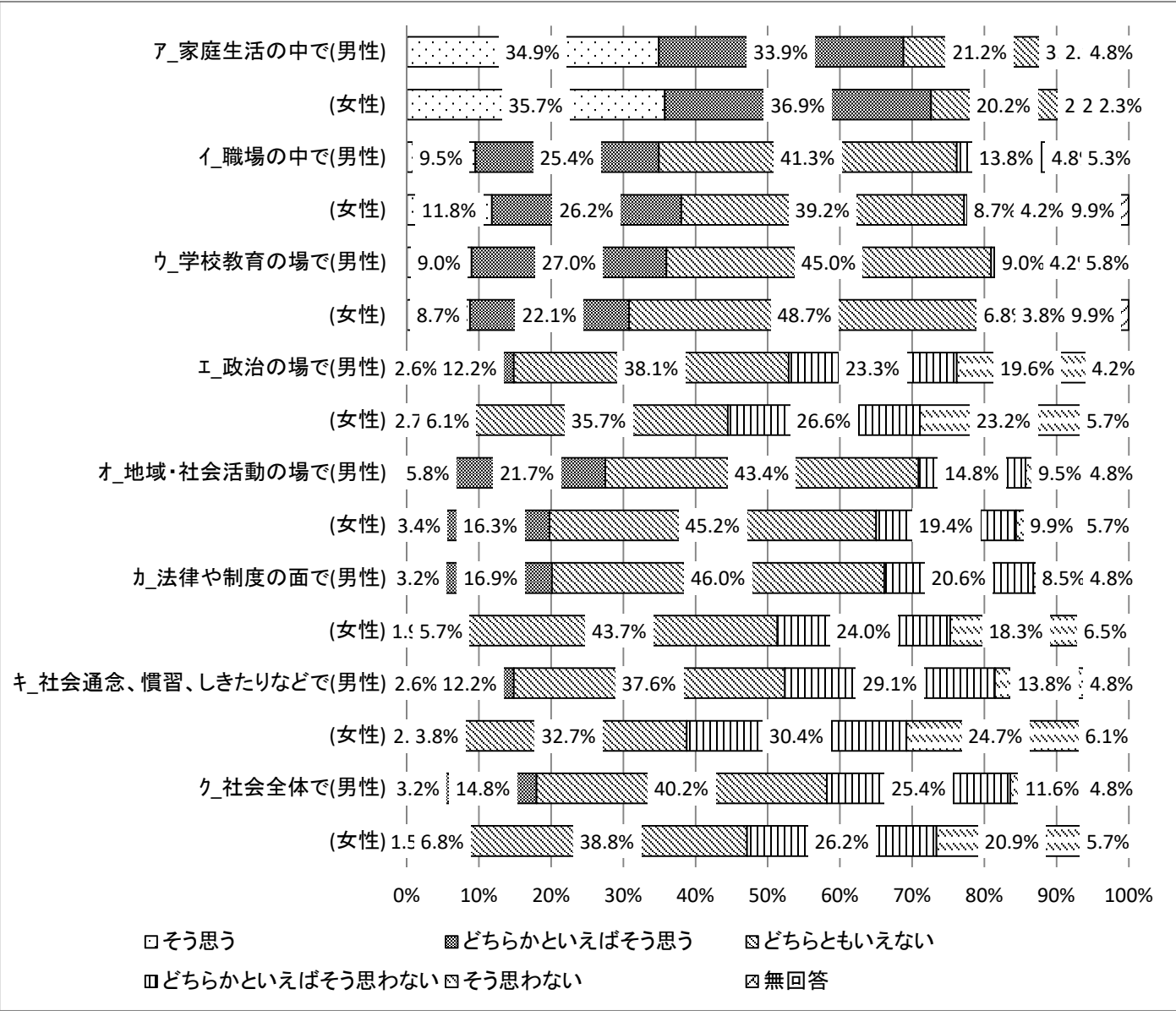


次の場面で男女が平等になっていると思いますか						
	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらともいえない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答
ア_家庭生活の中で(男性)	18.0%	25.9%	24.9%	19.0%	6.9%	5.3%
(女性)	12.2%	19.0%	27.8%	21.3%	17.1%	2.7%
イ_職場の中で(男性)	10.1%	18.0%	30.7%	25.4%	11.1%	4.8%
(女性)	6.8%	19.0%	31.6%	19.4%	14.1%	9.1%
ウ_学校教育の場で(男性)	10.6%	22.2%	47.1%	9.0%	3.7%	7.4%
(女性)	7.2%	27.8%	37.6%	12.5%	6.1%	8.7%
エ_政治の場で(男性)	5.8%	11.6%	25.9%	22.2%	29.1%	5.3%
(女性)	3.0%	3.8%	22.8%	29.7%	36.9%	3.8%
オ_地域・社会活動の場で(男性)	5.8%	18.5%	33.9%	22.2%	13.2%	6.3%
(女性)	3.8%	12.9%	42.2%	22.8%	12.5%	5.7%
カ_法律や制度の面で(男性)	7.9%	14.8%	33.3%	21.7%	17.5%	4.8%
(女性)	1.9%	7.6%	36.9%	24.3%	23.6%	5.7%
キ_社会通念、慣習、しきたりなどで(男性)	4.8%	10.6%	23.8%	30.7%	25.9%	4.2%
(女性)	2.7%	3.4%	20.9%	31.6%	37.3%	4.2%
ク_社会全体で(男性)	6.9%	12.7%	29.6%	27.5%	15.9%	7.4%
(女性)	2.7%	5.3%	28.1%	33.8%	24.0%	6.1%

男女の平等感について、男女ともに「㊥社会通念、慣習、しきたりなどで」と「㊦政治の場で」において男女が平等になっていると思わないの割合が高くなっており、前回調査とほぼ同様の結果を示している。

特に女性は、全体を通じて男女平等になっていると思わないの割合が男性より高い傾向にあり、男女の感覚にズレが生じていることがわかる

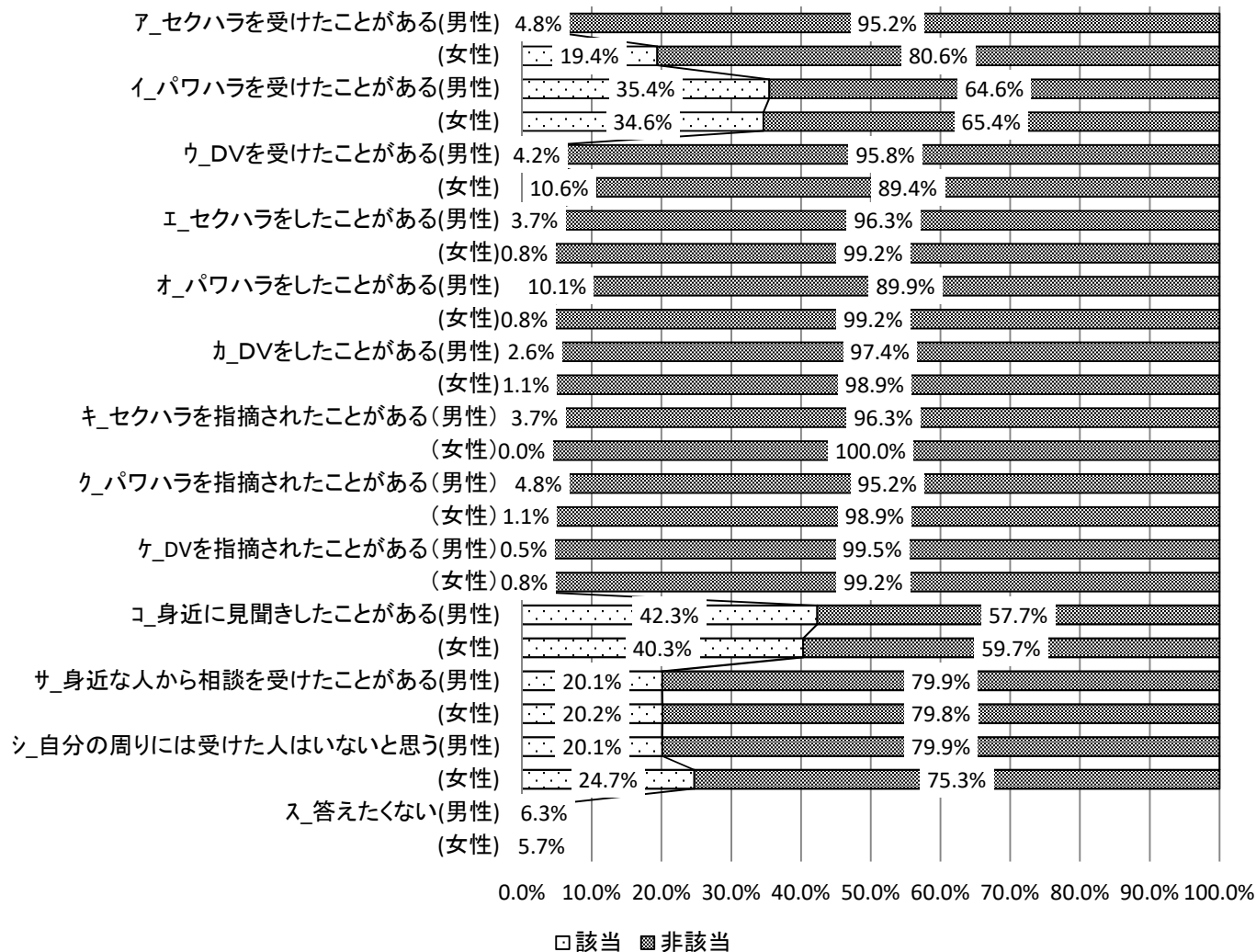
問12 女性の能力は十分に活用されているか(各項目1つ選択)



女性の能力は十分に活用されているか						
	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらともいえ ない	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	無回答
ア_家庭生活の中で(男性)	34.9%	33.9%	21.2%	3.2%	2.1%	4.8%
(女性)	35.7%	36.9%	20.2%	2.7%	2.3%	2.3%
イ_職場の中で(男性)	9.5%	25.4%	41.3%	13.8%	4.8%	5.3%
(女性)	11.8%	26.2%	39.2%	8.7%	4.2%	9.9%
ウ_学校教育の場で(男性)	9.0%	27.0%	45.0%	9.0%	4.2%	5.8%
(女性)	8.7%	22.1%	48.7%	6.8%	3.8%	9.9%
エ_政治の場で(男性)	2.6%	12.2%	38.1%	23.3%	19.6%	4.2%
(女性)	2.7%	6.1%	35.7%	26.6%	23.2%	5.7%
オ_地域・社会活動の場で(男性)	5.8%	21.7%	43.4%	14.8%	9.5%	4.8%
(女性)	3.4%	16.3%	45.2%	19.4%	9.9%	5.7%
カ_法律や制度の面で(男性)	3.2%	16.9%	46.0%	20.6%	8.5%	4.8%
(女性)	1.9%	5.7%	43.7%	24.0%	18.3%	6.5%
キ_社会通念、慣習、しきたりなどで(男性)	2.6%	12.2%	37.6%	29.1%	13.8%	4.8%
(女性)	2.3%	3.8%	32.7%	30.4%	24.7%	6.1%
ク_社会全体で(男性)	3.2%	14.8%	40.2%	25.4%	11.6%	4.8%
(女性)	1.5%	6.8%	38.8%	26.2%	20.9%	5.7%

前回調査に比べ、全体的に「そう思う」の割合が減少し、「そう思わない」の割合が増えている。特に「エ政治の場で」の項目では、「そう思わない」が男性では5.8ポイント、女性では7.7ポイント、それぞれ増加した。一方で、男女ともに「ア家庭生活の中で」の項目では、肯定的な考えが多数を占めている。

問13 職場・地域・学校・家庭などでのセクハラ、パワハラ、DVについて(複数可)

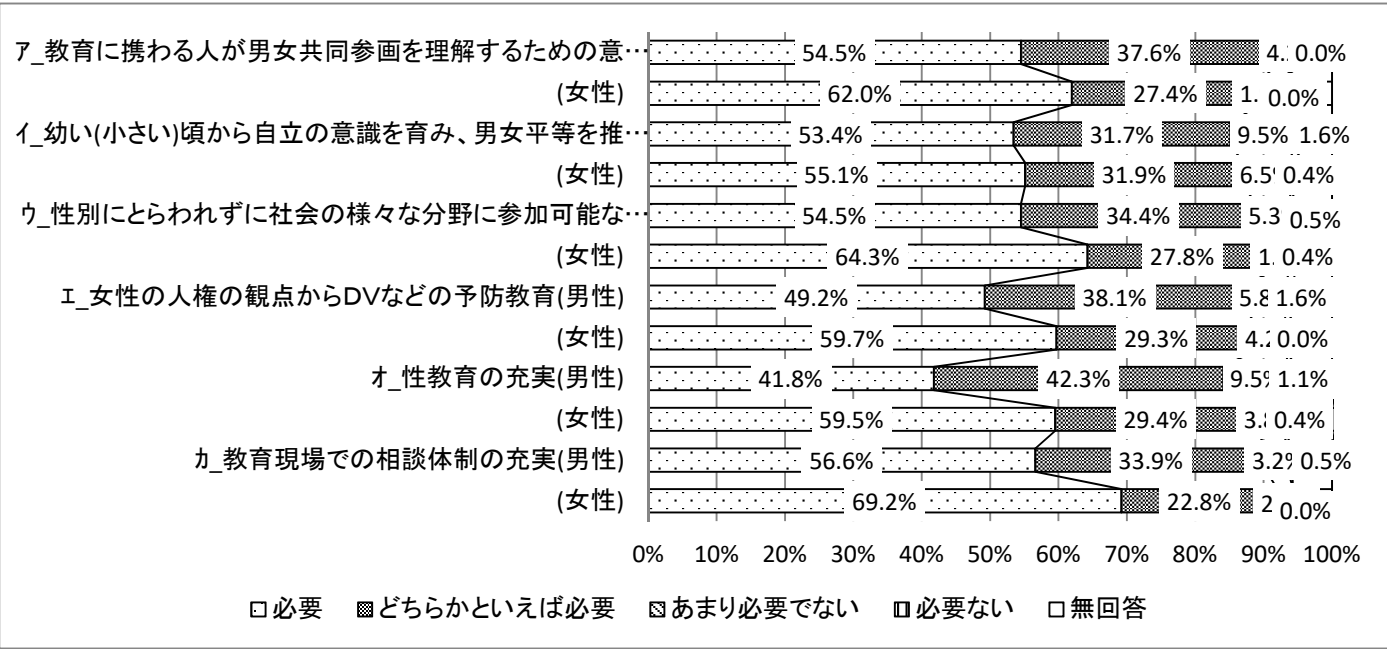


職場・地域・学校・家庭などでのハラスメント等

	該当	非該当
ア_セクハラを受けたことがある(男性)	4.8%	95.2%
(女性)	19.4%	80.6%
イ_パワハラを受けたことがある(男性)	35.4%	64.6%
(女性)	34.6%	65.4%
ウ_DVを受けたことがある(男性)	4.2%	95.8%
(女性)	10.6%	89.4%
エ_セクハラをしたことがある(男性)	3.7%	96.3%
(女性)	0.8%	99.2%
オ_パワハラをしたことがある(男性)	10.1%	89.9%
(女性)	0.8%	99.2%
カ_DVをしたことがある(男性)	2.6%	97.4%
(女性)	1.1%	98.9%
キ_セクハラを指摘されたことがある(男性)	3.7%	96.3%
(女性)	0.0%	100.0%
ク_パワハラを指摘されたことがある(男性)	4.8%	95.2%
(女性)	1.1%	98.9%
ケ_DVを指摘されたことがある(男性)	0.5%	99.5%
(女性)	0.8%	99.2%
コ_身近に見聞きしたことがある(男性)	42.3%	57.7%
(女性)	40.3%	59.7%
サ_身近な人から相談を受けたことがある(男性)	20.1%	79.9%
(女性)	20.2%	79.8%
シ_自分の周りには受けた人はいないと思う(男性)	20.1%	79.9%
(女性)	24.7%	75.3%
ス_答えたくない(男性)	6.3%	
(女性)	5.7%	

職場・地域・学校・家庭などでのセクハラやパワハラ、DVを「㊦身近に見聞きしたことがある」という割合が、前回の調査に比べて男性では5.2ポイント、女性では2.2ポイント増加しており、ごく身近な問題として存在していることがわかる。「㊧パワハラを受けたことがある」と回答した男性の割合が前回調査より11.3ポイントと大きく増え、女性の回答とほぼ同値を示していることから、職場等におけるハラスメントが「性別を問わず顕在化しつつある」。

問14 男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場等でどのような取り組みが必要だと思いますか。(各項目1つ選択)

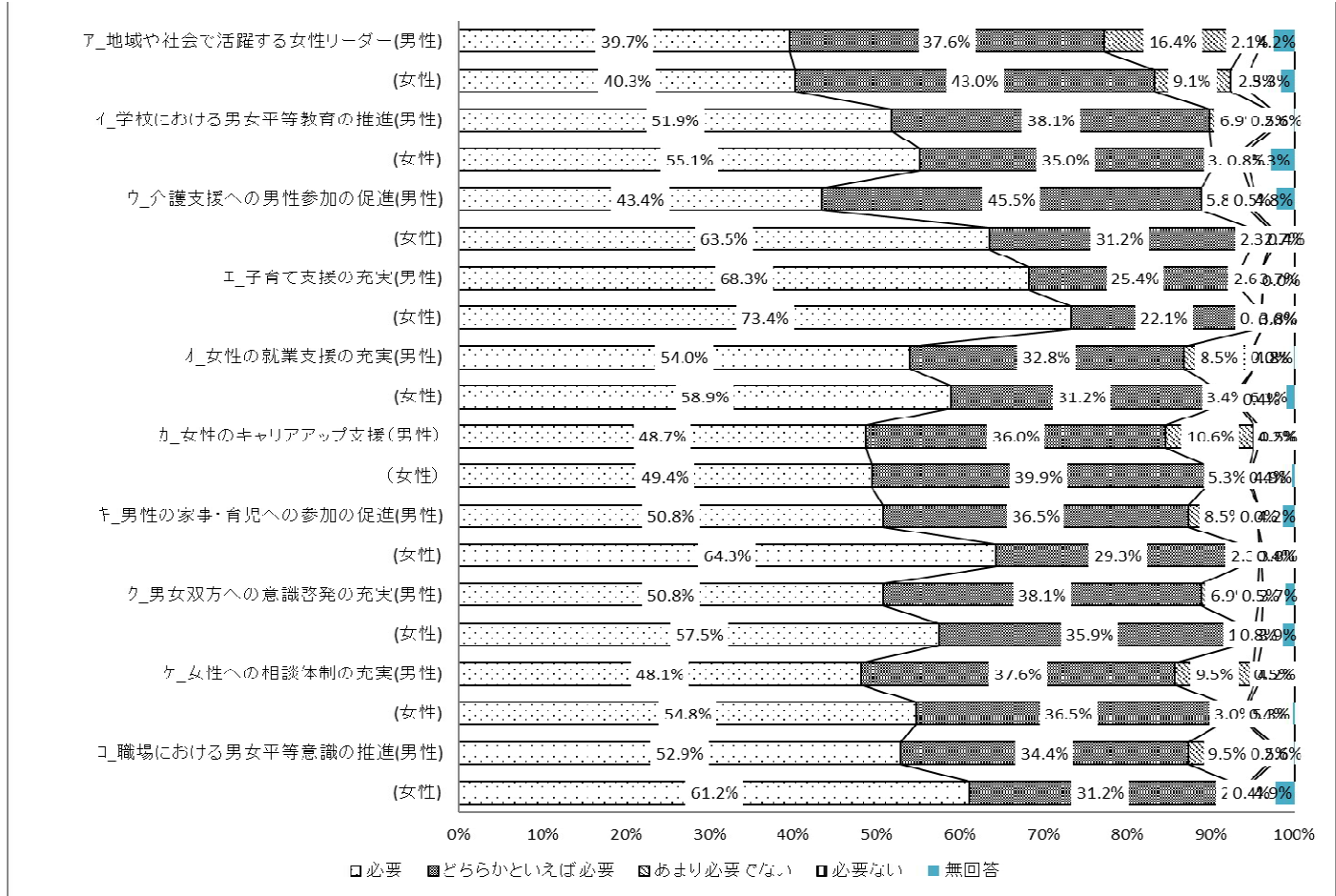


男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場で必要な取組

	必要	どちらかとい えば必要	あまり必要 でない	必要ない	無回答
ア_教育に携わる人が男女共同参画を理解するための意識啓発(男性)	54.5%	37.6%	4.2%	0.0%	3.7%
(女性)	62.0%	27.4%	1.9%	0.0%	8.7%
イ_幼い(小さい)頃から自立の意識を育み、男女平等を推進する教育(男性)	53.4%	31.7%	9.5%	1.6%	3.7%
(女性)	55.1%	31.9%	6.5%	0.4%	6.1%
ウ_性別にとらわれずに社会の様々な分野に参加可能な学習機会の提供(男性)	54.5%	34.4%	5.3%	0.5%	5.3%
(女性)	64.3%	27.8%	1.9%	0.4%	5.7%
エ_女性の人権の観点からDVなどの予防教育(男性)	49.2%	38.1%	5.8%	1.6%	5.3%
(女性)	59.7%	29.3%	4.2%	0.0%	6.8%
オ_性教育の充実(男性)	41.8%	42.3%	9.5%	1.1%	5.3%
(女性)	59.5%	29.4%	3.8%	0.4%	7.3%
カ_教育現場での相談体制の充実(男性)	56.6%	33.9%	3.2%	0.5%	5.8%
(女性)	69.2%	22.8%	2.3%	0.0%	5.7%

男女共同参画社会を実現するために学校や社会教育の場で求められる取組みでは、男女ともに上位は「カ教育現場での相談体制の充実」、「ウ性別にとらわれず社会の様々な分野に参加可能な学習機会の提供」「ア教育に携わる人が男女共同参画を理解するための意識啓発」の順で、前回調査時の結果とまったく同じ並びとなった。

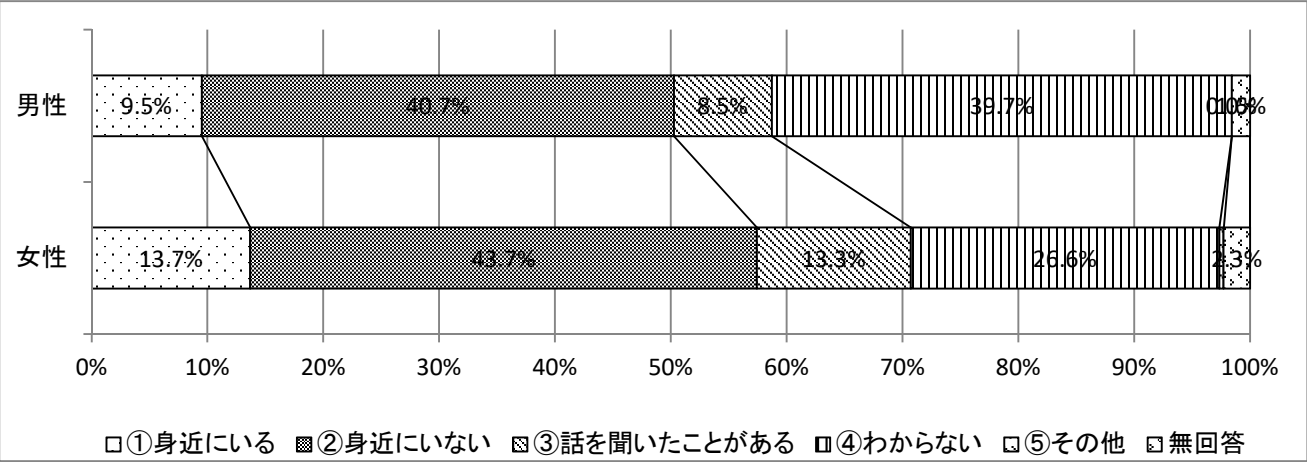
問15 今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。
(各項目1つ選択)



今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、力を入れるべきこと					
	必要	どちらかとい えば必要	あまり必要 でない	必要ない	無回答
ア_地域や社会で活躍する女性リーダー(男性)	39.7%	37.6%	16.4%	2.1%	4.2%
(女性)	40.3%	43.0%	9.1%	2.3%	5.3%
イ_学校における男女平等教育の推進(男性)	51.9%	38.1%	6.9%	0.5%	2.6%
(女性)	55.1%	35.0%	3.8%	0.8%	5.3%
ウ_介護支援への男性参加の促進(男性)	43.4%	45.5%	5.8%	0.5%	4.8%
(女性)	63.5%	31.2%	2.3%	0.4%	2.7%
エ_子育て支援の充実(男性)	68.3%	25.4%	2.6%	0.0%	3.7%
(女性)	73.4%	22.1%	0.8%	0.0%	3.8%
オ_女性の就業支援の充実(男性)	54.0%	32.8%	8.5%	0.0%	4.8%
(女性)	58.9%	31.2%	3.4%	0.4%	6.1%
カ_女性のキャリアアップ支援(男性)	48.7%	36.0%	10.6%	0.5%	4.2%
(女性)	49.4%	39.9%	5.3%	0.4%	4.9%
キ_男性の家事・育児への参加の促進(男性)	50.8%	36.5%	8.5%	0.0%	4.2%
(女性)	64.3%	29.3%	2.3%	0.4%	3.8%
ク_男女双方への意識啓発の充実(男性)	50.8%	38.1%	6.9%	0.5%	3.7%
(女性)	57.5%	35.9%	1.9%	0.8%	3.9%
ケ_女性への相談体制の充実(男性)	48.1%	37.6%	9.5%	0.5%	4.2%
(女性)	54.8%	36.5%	3.0%	0.4%	5.3%
コ_職場における男女平等意識の推進(男性)	52.9%	34.4%	9.5%	0.5%	2.6%
(女性)	61.2%	31.2%	2.3%	0.4%	4.9%

今後、寒川町の男女共同参画社会の実現のために、どのようなことに力を入れるべきかでは、男女ともに「①子育て支援の充実」がトップだが、2番目以降で結果が分かれた。男性は「④女性の就業支援の充実」「⑤職場における男女平等意識の推進」と続き、社会的な場面での施策充実を挙げているが、女性では「③男性の家事・育児への参加の促進」「⑥介護支援への男性参加の促進」と続き、主に家庭内での役割分担を求める様相となっている。また、前回調査では男女とも①④が上位だったが、今回調査では女性側の④の順位が5番目へと後退した。

問16 身近にLGBTQの方がいますか。

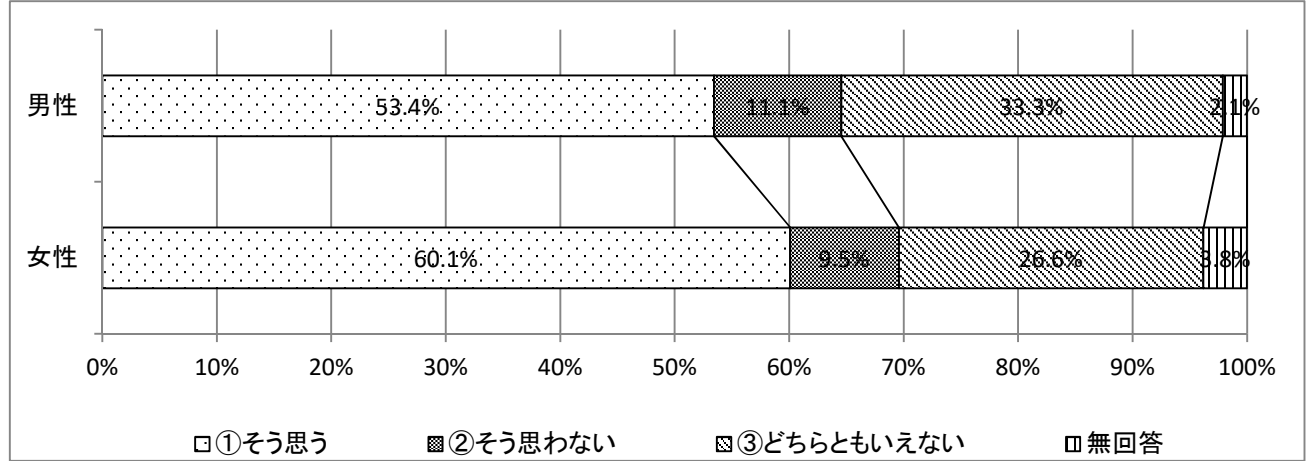


身近にLGBTQの方がいますか

	男性	女性
①身近にいる	9.5%	13.7%
②身近にいない	40.7%	43.7%
③話を聞いたことがある	8.5%	13.3%
④わからない	39.7%	26.6%
⑤その他	0.0%	0.4%
無回答	1.6%	2.3%

今回調査からの設問。
「身近にいる」と答えた割合は男女ともにほぼ1割程度で、やや女性のほうが割合が高くなっている。

問17 LGBTQの方にとって、偏見や差別等により生活しづらい社会であると思いますか。



LGBTQの方にとって、偏見や差別等により生活しづらい社会であると思いますか

	男性	女性
①そう思う	53.4%	60.1%
②そう思わない	11.1%	9.5%
③どちらともいえない	33.3%	26.6%
無回答	2.1%	3.8%

今回調査からの設問。
男性の半数以上、女性では6割が「①そう思う」と回答している。

問18 男女共同参画社会の実現に向けての意見

番号	意 見
1	専業主婦ですが問4で無職に印と付けなければならない所に抵抗感がありました。女性は妊娠・出産、子育ての中でどうしても更年期が出てきて、働きたくても、働けない状態があります。その様な面も考えて女性が働きやすい町づくりもして欲しいです。どうしてもブランクがあるとなかなか採用してもらえなかったりします。社会全体に適用することですが、日本は未だに学歴社会だなと感じます。学歴ではわからない、その人自身の能力が発揮できていないのが現実です。役場に行っても職員が（女性が）見下してくることは多々あります。
2	平等より公平を望みます。欧米は無理やり男女同数にしようとするけど逆差別だと思います。機会が与えられていて自由意志で選択できるのが平等だと思います。
3	女性側の意識改革が重要だと思います。
4	憲法に男女等がうたわわています。又、重要な法律としても基本法が施行されましたが、日本はまだまだ道半ばにあると思います。更なる取り組みが必要と感じております。
5	問6の(7)に関して、男性側の理解と協力と言うのがそもそもの考え違いだと思う。男性の自覚と意欲ではないか？
6	人の目を気にせず好きなように生活できたらいいと思います。
7	女性、男性に関係なく、支援などもっと充実できたら暮らしやすく不安のない社会になると思います。
8	どんなジャンルの人でも住みやすい町づくり。 どんな事でも相談できる役場の窓口やアドバイザーの設置。
9	誰でも、男女、金に関係なく社会で活躍できる社会の形成・若者と老人の同居。
10	男性並に働きたい女性、子供の成長を見守りたい女性と、様々だと思うので家庭と社会と協力できれば良い。男女平等でない!と感じることが身の回りではないので、よく分かりません。年配男性が柔軟な考えを持つと良いのでは?という印象があります。
11	戦争の時代、男は女より役に立った、だから偉かった。このような社会通念は学校教育を受ける前の幼児に無意識の母親からインプットされる。成人してから教育やら法律やらで教えようとして難かしい。影響強い母親達の意識を変えさせなければ男女共同参画社会は実現しない。
12	家庭内での話し合いをし、家族の理解を得ることが必要と思う。
13	同性に愛を感じ持つことは・・・その様になること自体は仕方ないと思う・・・しかし実際に同性で性行為することはゆるされない!
14	誰もが平等に生きられる、生きやすい世の中であるのが理想だが、いざLGBTQの方と出逢った時に平静でいられるか自信がない。トイレの分け方や性の問題等、口に出すことがはばかれることが多いので迷ってしまうが、それぞれの尊厳は守ってあげたい。
15	男女共同参画社会の実現に向けて男性の理解と女性の積極性が大切。女性が何事にも前に出ないかぎり男女平等にはならない。
16	制度として急速に推進するのではなく徐々に推進していく方向でよいのではないかと性別に関係なく、お互いの人権を尊重するような意識の高まりが大切だと考える。
17	教育の推進、リーダー育成、自治会の活性化が重要。身近な問題として考えたい。
18	言葉だけの実現ではなく、地に足のついた内容をコツコツと進める事が大切だと思う
19	私はこれまで子育て、自営とだいたい夫に会議等まかせて参加しませんでしたでしたがこれから時間が許す限り参加して意見も申しのべ女性の向上に努めるつもりです
20	男性の理解と女性の意識を向上させる事が重要であると思う。男尊女卑の排除、プロ意識の育成
21	家事、育児は女性にさせるのは辛すぎます。男性も積極的に手伝うべきです。介護もそうですがね。
22	人間は皆同じ、男性も女性もなく生かされて必要として生を受けた事を小さい頃から話して聞かせる必要を感じます。
23	昔ながらのしきたりが、まだ日本には残っている。また、男性でなければできない仕事もあり、少しずつ女性も社会参加を増やしていけたらと思う。
24	町主体で定期的に教育、講習会の実施。
25	男女共同参画の社会を目指し企業、行政、教育の場での学習機会の提供等は継続する必要があるが、意識の醸成という意味で、まずは家庭内での男女共同作業・意識に関するチェックシート等を作成し、それに基づき実践することでワークライフバランスが図られていくとともに意識が根付くのではないかと思います。また、町内の行政、地域(企業は困難?)における共同参画の状況について、統計をとり定期的に公表することで進展の度合いも確認でき、さらなる取り組みに繋がるのではないかと。一点、専業主婦がいけないという捉え方にならないようにしなければならぬが、全町民に男女共同参画の意識が高まればそのような考えもなくなると思います。
26	国政レベルでの取組推進が不可欠であり、それに合わせて確実に改善してゆかざるを得ない。
27	学生のうちから男女平等教育の推進が特に必要だと思います。

番号	意 見
28	私の知り合いが寒川町役場で会計年度任用職員としてがんばって働いているが、地域や社会で活躍するべく資格取得、よりよい業務向上を目指し、学校に通っている。年末調整の際に職場に「勤労学生」「資格取得のための支出」をスムーズに認定される仕組みが無いようで確定申告の時に大変そうだ。現時点で困っている人が、がんばっている人がいることを知ってほしい。確定申告時に資格取得にかかった費用を申告したくても、現状は受けれていないようだ。女性パートの制度の向上、まず外の人々より内側の男女共同参画への取組から実現に向けられたらPRIにもなると思う。
29	問7の?について、結婚や出産で一度退職した女性が正社員、正職員として働くことが難しい。パートで130万円のカベで町内の職場（寒川町役場含む）に年金や健康保険に入れないで自己分担で全額負担で高額支払いしている女性パートの存在を知ってほしい。
30	押し付ける平等感では無く、男女ともに息苦しく無い平等が良いと考えます。
31	小学校からそのような機会を設けるべき。日本はそういった意味で非常に遅い。変えたいと思うこのようなアンケートをとるならば、出る抗となり寒川町から進めていくべき。他市他町の顔色はみる必要ない。魅力ない取り組みに人は集まらないと思います。ぜひがんばってください！
32	男女の平等も大切ですが個人の能力・魅力も大切にしていきたい。
33	特に女性の、思いや願いを素直に伝えられたり、悩みや不安を吐き出せたりする場が、増えるともっと生きやすく、過ごしやすくなると思います。
34	男性(既婚者)の給料をあげる。所得税など見直しをする。そうすることで、こういった問題はおこらないんじゃないんですか。
35	子育ては女性がするものという意識の撤廃。育児休業など、子育てについて支援を充実させる事。男女共に助け合って生きていくという気持ちを持つ事。人間1人1人平等であり、尊い命であると言う事を社会人は自覚しなければいけないという事。
36	職種、仕事の要件などにより適用できる施策は変わります。共通項は税制面の見直し、保育施設とリモート業務スペースの同敷地内での設置などを行政として推進する、非正規雇用を減少させ、生活レベルの安定機会を支援する。
37	男女共同参画社会の取組は女性が働けるようにすること（女性視点のもの）が多いように思います。男性にとってもいろいろと選択できるような取組みがあると良いかなと思いました。（男性の育休、時短勤務等）家庭生活への参加など子どもに向けての教育もとても重要だと思います。
38	外国から来た人が増えています。男女共同も大切なのはもちろんですが、彼らが安心して寒川町の人と共に生きていける施策が欲しいですね。
39	必要性が不明瞭。何の為に？メリット・デメリット、そもそも、この言葉が差別では？
40	町で何か取り組むようなテーマではないと思う。
41	共同ではなく、男側、女側、意見は違うものと考えて、2通りの方向で勧める考えで良いのでは。共同出来る事は共同としても、2通りの答えとしての参画社会が必要と思います。
42	上司が仕事より家庭を優先する姿を見せれば後輩も自然とそうになっていくと思います。年上の方がまず行動すべきだと思います。
43	<男女の人権の導重>性別にかかわらず、ひとりの人間として個性と能力を発揮できるようになって欲しい。
44	私、生活保護受給者です。感謝以外ありません。ありがとうございます御座居ます。今後も寒川町の人々のためよろしく願いたします。
45	男だから泣くな、や、職業に対しての偏見はまだ根強くあると思います。マルシェなどみんなで楽しもう！の場の提供をありがとうございます。安く楽しめて満足をもっと体感したいです。
46	男性と女性を分けて考えている段階で無理だと思います。一人の人間として、それぞれの特性や能力に合った見方や対応が必要だと思います。一定のルールや対策は必要だと思いますが、「決めつけた考え方」や「平等」ではなく、それぞれが自分に合った選択ができる環境が必要だと思います。不要なものや障害をなくす引き算の考え方も必要だと思います。
47	大変なことや難しいことからではなく、出来る小さいことから、一つずつ実現できることから始めることができればと思います。
48	時間はかかるが必要分野。町全体をLGBTQを認知して呼びこんで施設作りしてもおもしろい。注目集めて話題になるかも。・・・勝手な意見ですが。
49	個人的には女性として何の不利も不自由も感じていないので分からない。私の廻りにも誰もいないし話題にも上がらない。
49	質問全体が女性側を基準にしているような感じがしました。男性が答えるとしたら『わからない』と答える方が多いのでは。回答者の年代にもよりますが、まだまだ男女の差は大きく思います。平等になるには相当の年数がかかりそうだと思います。
50	私の夫は結局育児休業を取得しませんでした。自分の子どもの世代は夫婦で休業するのが当たり前の世の中になってほしいです。
51	特定の組織内での男女の比率を揃える事が男女平等の訳ではない事を理解出来ていない愚か者が多すぎる。
52	皆が住みやすい町になると良いですね！

番号	意 見
53	町会議員の女性が多くなること。
54	男女平等と言っているが女性の人権の観点という言葉が出て来ている時点でおかしい。女性と男性の権利差があるのもおかしい。
55	1、県立高校の募集人について、「男・女各120名等区別せず、学力に応じてトップから定員数まで合格とする改革を。2、アンケートを作成している、町民窓口課の課長は女性ですか？役場に何名の女性管理職がいますか？町長は歴代男です。女性の町長も誕生させよう。行政から率先して平等な社会づくりを。
56	女性が生理痛の時男性上司に生理休暇を申請すると、休みたいのか！と言われ、辛くとも休めなかったとの娘の話です。男性にも、しっかりと「性」の教育を受けさせるべきでは？
57	男・女それぞれできることを協力してやれば良いと思います。
58	調査だけではなく1つでも良いので実現をしてもらいたい。
59	育児に両性が全力で取り組めるよう、育児の支援や育休手当を充実させてほしい。
60	現代において、いまだに男性中心の考え方が社会に根付いていると思う。職場での管理職の割合が男女比=7:3くらいです。(私の職場)女性は候補にすら挙がらないのが現状です。このような取り組みは非常に良いことと思います。
61	性別を意識することなく暮らせる社会になると、いいなと思います。
62	グレーの部分が多いかも。
63	まず大人がかがみになる、いきる。
64	LGBTQや男女平等について、反対意見があっても良いと思うが、近年それを発言しにくい社会風潮がある。反対意見もあって平等がなり立つ。互いの譲歩があつての平等。女性の職場は沢山あるのに、知られていない。建設業など、もっと周知すべきと感じる。
65	民間企業に於いても、このような制度の充実化は進んでいますので、寒川町の策定プランと比較して、良いところ取りをして更により良い改善に繋げては如何かと思います
66	男性も女性も一人の人として尊重できる社会であってほしいと思っています。相手を思いやる気持があれば個々の能力、個性を大切にすることが出来る。そのためには教育が大切だと考えます。
67	男女の区別なく人として各々の特色を知り、尊重して、結婚にめぐまれましたら共同で子育てに参加、少子化を防ぎたいですね。
68	女性が働きやすい職場を増やしたい。
69	小学校のPTAや校外員を廃止してほしい。また、現在〇時以降に登校しないと教室に入れないとあるが、共働き世帯が増える中、働く親にとってかなり重荷です。外部委託するなど、対策をとってほしい。いつまでなっても働きにくい。
70	高齢者が、夫を亡くし、庭木の剪定を出来ないような時、費用が安くなるような相談窓口を希望します。(シルバーセンターは高額なので。)
71	性別にかかわらず、あらゆる人の尊厳が守られ、自分らしく生きられる社会づくりを目指します。
72	これからの若い人達の課題だと思います。
73	そもそも男女は違うものなので、平等よりは適材適所が良いと思う。
74	まだまだ男性社会が根強く残っているので幼いころからの教育が必要である。また、出産など、女性にしかできない事があるのも現実なので、それにともなう支援や環境の充実が大切。そして男性の協力は必須である。
75	働きたい人が働ける社会になってほしいです。
76	これからの社会、高齢者も多くなるので男女、平等意識は大いに必要だと思います。
77	男女とする事が間違い!お互いにお互いをお互いと思えば進んで行くのでは?
78	日本より進んでいる先進国の取組みを参考に良いものは取り入れてほしい。
79	性別に関わりなくと言っているのに、「男女、共同参画社会」というのに不思議に感じる。LGBT「Q」の人もいると思います。
80	どのような状態になれば男女共同参画社会が実現したのかイメージが出来るような発信が必要であり、関心をもってもらうことが大事ではないでしょうか。
81	もう少し勉強が必要であると感じた。
82	男性が育児を手伝う、とか協力するとかの考えがおかしい。育児は二人でやってあたり前だと思わなければいけない。女性側からの男性育児の偏見も無くすべき：男性は育児の役に立たない等。子供が生まれたときに来ていただいた保健指導員？に、自分が育児に積極的だったのを見て「奥様の教育のおかげですか？」と言われたのには、衝撃と根深い偏見があると思った。
83	男世共同参画社会は昔と比べると、近年は国民に徐々に意識が醸成され、改善されつつあると思う。引き続き啓蒙し続けることが肝要と思う。
84	男女・LGBTGにこだわりすぎない社会になったらいい。
85	昔と違って現代社会では男性・女性が入れ変わり女性の方が強くリーダーシップをとって男性の方が陰を潜めているように思います。
87	3月に仕事を辞めたばかりで地域の状況がよくわかりませんが、皆が安心して生活できるような地域になるよう、それぞれの思いが聞けるような場がたくさんあると良い、その為に必要な人材発掘が大切では？
88	まだまだ改善できる所が多く感じます。よりよい社会になるようできる所から少しずつ変わっていけるよう望みます。

番号	意 見
89	女性にも仕事や社会貢献などどんどんやってほしいが、男女体のつくりがちがい、心の持ち方もちがうので、男は男らしく、女は女らしくは、忘れてはならないと思う。
90	とにかく何をするにも女性が何か動こうと考えると一番に家庭の心配がついて回るのは仕方ないコトだとは思いますが、その意識が男女での差がまだまだ大きい。例えば、「飲みに行ってくる」この一言が身近な例。男の人は簡単に言ってる・・・
91	持養の栄養科で働いてます。男女共同で、毎日楽しく働いてますが、何かに付け声をかけ合っています。
92	法律や制度も大事ですが、何よりも「環境、土壌」作りが大切だと思います。各家庭での教育が肝要だと思います。その為の長い視野での学校教育の場での教育や、イベントでの啓発活動が必要だと思います。
93	むずかしい事は解らないが家庭の中で個人の人格を認め、感謝する気持を持ってお互いに言葉にする(ごく自然に出る様)。これは男女にかかわらず、これが出来ていると学校社会においてもスムーズにやれるのではないかと。
94	問5、主語を「男性が」におきかえた時、④以外をえらぶ人はほとんどいないだろう。アンコンシャスバイアスを強く感じる。問6??女性が働くことに理解や自覚、意欲を求められることはまったく理不尽だ。男性は自覚も意欲もなくとも働いている、もしくは働かされている。働くということは本来もっと自由なはずだ。問6?ほしいのは「理解」「協力」ではなく「主体性」「行動」だ。問7?これも女性が働くことに理解がなければならぬのはもっとも悲しいことだ。
95	家族構成や家庭の状況により男女平等の必要性は変わってくると思う。一括りでの解釈はできないが、男性・女性はもともと体のつくりなどの違いもあるので全て平等は難しいと考えます。
96	男性・女性両方に同じ様に参画する場を作る。
97	全ての機構及び会社、地域に於いて女性の進出・活躍出来る環境整備が必要。
98	偏見をなくす。小中高で教育をする。
99	これから子供から大人になるために良い環境作りをしてあげてほしい。子供は皆んな、平等な環境で育て欲しいです。子供は小さな時から親の背中を見て育ちますからね。
100	ワークシェアリング・フレックス制度等を充実させないとダメだと思います。在宅勤務の拡充。地方議員の定年制。国会議員の定年制。トップを変える。
101	DVを受けていて一人になりたい時が今までたくさんありました。
102	寒川という地域ではまだまだ実現するのは遠いと思います。それでも若い人達が努力すること、子供の時からの教育が大事。応援したいと考えます。
103	個人的には「女の子」だからということで女性が優遇されてる場面があると思うので、別に男尊女卑の風潮は薄れてると思います。
104	育児休暇を終えて、社会復帰する時、こどもを保育園に入れて自分も働くためにはフルタイムで働かなければならない。9時間拘束で働いて、通勤時間も加えて、10～11時間。幼い子とともが10～11時間も保育所で過ごす毎日とはなんだろうと思う。保育所で子供が過ごすのは9～16時程で、親も5～6時間の勤務時間でも子供が保育所に入れる保障があったらいいのになと思う。そしたら、女性の仕事も続けられ、子供との時間も確保できるしいいなと思う。
105	男女とカテゴリー分けすること事態ナンセンス。それぞれ個人で事情は異なるのだから、個人の希望が最優先されるべき。
106	人間形成に必要な幼少期に、家庭・学校での幅広い道德教育をしていくべきと思う。それには、現在の大人の意識改革が必要なのではないでしょうか。
107	男女平等の社会を実現すべき。
108	極度に女性尊重に片寄るのも問題である。
109	このアンケートをどう活用するのか気になります。女性が活躍する事は望ましいが、男女隔たりなくみな活躍出来る社会を実現していただきたい。
110	性別にこだわらず、個人に目を向ければよいのではないかと思います。
111	男女共同参画社会の実現!!という言葉が死語になる(必要なくなる)ようになればよいと思う。
112	家事、育児等において女性の負担が重すぎる。男女共同参画社会実現のためには、意識改革が重要だと思う。
113	このアンケートは年齢制限があった方がいいと思う。80代の人にきいても自分達には関係ないと思うしやはり現役世代の方がピンとくるのではないかと。
114	そういう社会になれば良いと思います。ただいろんな人がいますので、時間が長く長くかかるのでは・・・と思います。
115	私の頃は、家事、育児、学校の事などほとんど主婦の私がやってきた。今も・・・。今、娘、息子達を見ていると協力し合って何でもやっているの、これが、あたりまえであってほしい。
116	実力のある人が方向性を立て、指導する社会。
117	身体的に男と女はちがうところがあるのでなんとも言えない、と思うところあり。その為無記入あり。
118	相談、声かけが出来る、明るい、元気な町の町民部であってほしい。
119	このアンケート意味ありますか?聞くまでもなく、わかっている事だと思います。
120	男女平等を唱えながら、古い慣習が残っていたり、それを知りながらその事が存在しないかのように装っているのではないかと?と思うので、何をしていても無駄足に終わりそう。
121	まだまだ偏見あります。私達世代には理解に時間がかかると思います。

番号	意 見
122	男女平等が好ましいが、3Kなどの仕事に対しては「女」を出してくるので平等とはいかない。子育て中の方が1人いるだけで、他の同僚の負担が増す。解決する為には相互の理解が重要だ。
123	1. 学校、社会教育の場の取組が必要。2. LGBTQについて、個人的に同居するのはいいが国が法律で決めることではない。子供を造る事が出来ないからだ。
124	私は産業政策の人材育成に育てられた人間です。今の若い人たちにも男共同参画を含めたよいキャリアアップの機会があることに期待します。
125	今回のアンケートを通して、初めて人権担当の窓口があることを知った。専業主婦であり社会との接点がない場合、この窓口ですら、わからない場合があります。
126	男女共同参画社会がなにかをまず理解させることが必要。
127	障害者を理解(病名)する社会体制が必要。言語がはっきりしない人が多くいる。高齢者を社会地域に参加する必要がある。
128	年齢が高くなると男女とも活動可能な事が低くなる。なんでも可能なのは、若いうちだけだと思います。
129	社会全体で意識を持ち進んで行かなければならないと考えます。
130	男女を問わず、実力主義で人事を決定していけばいいと思う。ただ、弱い立場の人にもそれなりの配慮は必要だと思います。
131	難しい問題ですが、今後、女性がもっと活躍できる場が増えたと、今よりも社会が良くなると思います。頑張ってください。
132	今の若い人達、女性もとってもかんばって働いていると思う。(子供ができると働きに行けなかった60年前、私達の若いころと考えられないほどがんばっているようです)
133	男女は全く別の性なのは当たり前なので無理に平等にする必要はない。
134	年令的に良く分らないが女性は1年中休みが無い。
135	今の世の中まだ女のくせにとか女はだまってるとか育児は女の仕事と決めつけている人が多いのではないかと思います。
136	子どもが大人になった時に育った環境(生活)や親の考え方・教育の仕方で、ほとんどの人の社会や家庭の関わり方が決まると思う。親世代にも男女平等の必要性について積極的に呼びかけるべきだと思う。
137	大企業は取り組みが進んでいるが中小企業や地域など小コミュニティでの意識の改革が必要かと思います。特に年配の方とか。
138	そもそも男女は違う性別である事を理解し、認め合い補い合う事が大切である。男女は平等にはならない。
139	おむつ替えベッドですら、まだ女性トイレにしかない店が多いので、そういう環境整備を頑張ってほしいです。
140	老害がいなければ世は変わる。
141	女性でもお仕事で活躍はできると思うので、男性が仕事が絶対ということはないのかなと思います。仕事よりも今しかできない育児に、男性も積極的に行う社会になってほしいなと思います。
142	こんなに保守的で発展のない町は良くないと思います。年寄りと子供に優しい町も大切ですが、若者が住みたくなる街にしようとする気持ちは町長には無いのか残念です。男女共同以前にこの事が気になります。
143	何かしら制度できると、依存者が発生している。悪用へつながる。具体的条件を明確に示すことが大切だと思います。
144	女性の社会進出は必要だと思います。
145	男女のリーダーが立った場合に性(男女)に関係なく平等に指示や連絡し(個々にしないで)常に平等に公開する。全員に知らせる。
146	LGBTQの人は生活しづらいと言うがひと昔にくらべたらだいぶ寛容になってると思う。全面的に受け入れろと言われても難しい...男と女でないとは成す事が出来ないのだから、、、少子高齢化で困っている中で今回の男女共同参画は社会問題だと思います。
147	トイレ、銭湯などは、男、女と区別して欲しい。犯罪が多くなると思います。
148	お互いに出来る事を助け合い協力する。
149	質問がくだらなすぎるのでは?あたりまえの事を聞いている!!
150	80才を過ぎたのでもし自分がその年齢だとして考えて記入しました。楽しく近所仲良く笑って毎日生活出来るのが1番幸せかなと思っております。若い年代の方お幸せに生活してくださいませ。
151	最近では、女性管理職やエキスパートの起用が増えている様子、喜ばしい事です。能力次第ではどんどん起用する事を望みます。
152	海外から比べると女性の活躍の場が少ない日本をはずかしいと思います。自分の保身ばかりの政治家、すばらしい技術が有るのに、残念な日本。
153	早く実現されることを願っています。現在、その社会とかけ離れている状態が当たり前となっている、個々の意識改革が大切だと感じます。
154	今の社会では、女性はキャリアを犠牲にしなければ出産や育児ができない。社会全体で支える仕組みがなければいけない。小学生のうちから授業で男女平等について考える時間が必要だと思う。
155	最近の女性の様々な職業への進出は、大変進歩し、介護休暇・育児休暇に関する法律も改正され女性が働きやすい社会となっていると感じるが、女性の収入や地位の向上に関してはまだ昔ながらの根強い価値感が残っていると思う。今後も意識啓発の推進が望まれる。
156	男性自身の自覚と意欲がとても必要なのでは。
157	どうなったらそれが実現できているのか判断基準が難しいところだと思う。
158	女性を立てる政策を敢えて行う必要はなく、女性が立ちたい!と思える政策を考慮下さい。
159	ジェンダーの平等を学ぶ機会を小さい頃から増やすべき。

番号	意見
160	必要だけど、主張しなくていい。日本は平和で、守ることと楽することとは別。勘違いする人が迷惑。
161	ダイバーシティがあたりまえになりつつある状況の中で、いつまでも「男女共同」が改革テーマになっていることが時代遅れという認識が早く定着することを願います。
162	男とか女とかで語られることの違和感がずっとある。今回の設問で「女性が～」という質問が出るたびそこなのかなと疑問に思う。もう子供をつくらない、結婚しない人が多い現実の中で、区別がなくなるのがうーんと思う。一方で男だから女だからと決めつけられることに苦しんできた同性愛者でもある。人を一人一人同じ立場で見れたらいいんですけどね。
163	男性の特性、女性の特性をふまえた上での男女平等が理想。男女等にこだわりすぎるとかえって女性が損をしたりつらい思いをするし、又その反対もある。前面に出たくない女性も一定数いると思う。
164	男女問わず成果を出したり、優秀な方が評価される仕組みを作るべきだと思う。少数派を尊重した結果、少数派以外の人が不安になる政策は取るべきでないと思う(東京のジェンターレストイレ等)。全員が思いやりを持ち助け合う事ができる世の中になってほしい。
165	偏見は持たない事。
166	男女平等であることを常に意識して頂きたいと思います。
167	意識づけのための教育機会の充実。
168	男性だけでなく、女性自身も意識を変えることが必要。実現に向けて、担当者の長は女性にするなど、積極的に、女性発言の機会をふやすべき。がんばってほしいです。
169	男女共に働きやすい社会、みんなが平等に理解して気持ちよく過ごせる社会を望んでいます。
170	男女を問わず、自分の出来る事をするべきだと思います。
171	まだまだ問題点が多く、個人的にはわかりません。
172	兵庫県明石市のような子育て支援を行うことにより、結果的に男女共同参画社会の実現ができると思います。
173	簡単な言い方になってしまいますが男性女性、又、LGBTQの方含め、お互いを尊敬し、思いやる気持ちがあれば、上手く生活していけるのではないのでしょうか！
174	障害のある人もない人も平等に暮らせるやさしい社会であってほしい。
175	今回のアンケートでは“女性は・・・”という内容だった。“性別にかかわらず...”という社会を目指すなら男性についても聞いた方が良いのでは。”
176	1人1人が知ること、理解することがまずは重要なと思います。
177	育休を女性が産休からエスカレーター式でとるのではなく、夫と相談しどちらが取るか決められるようになってほしい。子育て、介護に対し男性はまだまだ他人事な風潮がある。もっと自分事になるよう社会が動いてほしい。
178	一人一人がもっと感心を持つ事と、女性、男性も各々の理解をすること。
179	性別を問う事は、すでに差別だと存じます。